祝詞考

特56
262

東京圖書館
和書門 神咎類 八函 三二架 五號 三冊

東京図書館

○公式令ノ連署の法ハ、
其事云々
年月日
一 帥位姓名　四 大丞位姓名
二 大弼位姓名　五 少丞
三 少弼　六 大録
七 少録
かくのごとし。式中の大録以上の解文のみなる者なれば、先づ帥より下に及て、後に卿以下の連署を陳ねたる事、かく云へるなり。

祝詞考下巻

○道饗祭

此式ハ、今本に大祓、鎮火、道饗、と次でて出しゝを、古への式の此謄を考へぬるに、みなあやまりて、今大祓、道饗、火鎮、とせしを、なほそのあやまりを。
神祇令を考ふるに、季夏には、一神衣、二三枝祭、三大忌祭、四風神祭、と出て、右左右左と横に読ことにて、季冬には、一月並祭、二道饗祭、三鎮火祭、と定めて、その読むべき次でを、義解に、凡讀此四祭者、先讀神衣、其次三枝、其次大忌、其次風神、即与公式令連署義同、以下諸祭並准此例、といへれば、それに依るべし。此式の次でもこれに従ひ、因に日取申時にも、先大祓、次道饗の次に入れて、清火をいふ。すれば例をまさしくする。

○此祭は、神祇令に、季冬道饗祭、同之義解に謂、卜部等於

京四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外來者不敢入京師故預迎
於路而饗遏也とあるハ式祭の月日時をいへるにて知と
法式をト部のことしてあつかふよしなれバ此の祭も又皇朝の
祭なれバ知らるゝ且四隅同時に行はるれどもト部四人を用ゐらるゝ
例等によりて京城四隅とハ京の外郭の外の四隅なる
事ハ國に疫病などおこりしときハ國の堺にて祭京にて祭るなど
ありて宮城の四隅にて祭ることもあれバ後にハ四角四堺の祭といふ
今にハ寺院をのみ奉られて宮城四隅の祭ハ絶たる也家記
年六月十一日於紀に祭疫神於京師四隅畿内十堺また同九
年三月紀にも畿内諸堺に祭疫神とみえ續紀にも畿内
堺十所疫神祭あり又天平七年八月の紀に大宰府疫死者多
云云長門以還諸國司守若介專齋戒道饗祭祀とあり諸國にて
も行はれしなるべし○宮城とハ内裡の外郭にて外重なる也
四堺とハ山城の京にてハ和泉界會坂界大枝界山崎界をいひ

○上の命止の事もと
これ竟なるものゝ下にて
まつることにて
おもひあはすべし
これ稱ふるの四字ハ
なりて上を皇御孫
の命乃大命と誌大八
衢云云とあるべき
れど今ハ如くてハ
御孫と稱ふと見えて
例あきらかなる也

なほ朝野僉載にみえたるを見よ東鏡大和の京にてハ奈良立田大
坂吉野宇治などいへども十堺の事ハ見えず
高天之原爾事始氐皇御孫命止ニハ高天
原爾神留坐神漏岐神漏弥命以事依賜志皇御孫命上止志とある
を略きたる也かくのごとく古へハ奈良の朝にも
て古雅を失へることのなきに末に親王稱辭竟奉大八衢
又王とも云るも古へになかりしことなる也
爾八衢ハ彌衢にて衢の數の多きをいふにて八達なるみちをいふ
あまたの京城又ハ國などの四隅には大道ありて縦横になれるを
あれバそこにて此湯津磐村之如久塞坐皇
祭ハ行ふなるべし
神等之前爾申久八衢比古八衢比

○祝詞抄

賣久那斗止御名者申氏稱辭竟奉

久那斗神。阿波岐原ゟ被遣久志ゟ於波奈御帶
波所成神名道之長乳歯神又於波奈御禪所成神名道俣神
其長乳歯神ゟ於波奈御禪所成神名道俣神
其長道磐ゟ出ゟ上ゟ盤石之如久塞坐
支止申ゟ衝比古八衝比賣ゟ申也久那斗神ハ
同じ神ゟ純ゟ於波奈ゟ出ゟ杖呼成神名衝立船戸神ゟ申ゟ純ゟ
杖是謂岐神岐神此二柱那斗能加微ゟ
雷不敢來是謂岐神此本名号來名戸之祖神禹又
ゟ郷導守周流削平ゟ
ゟ西方ゟ滿ゟ
爭ゟ
備来物爾
根國底國ゟ
利鹿備踈

○祝詞抄

桃ゟ
ゟ上ゟ御門祭ゟ
理上往者上
相率相口會事無氏
下行者下乎守
夜之守日之守乎守理右ゟ底ゟ國ゟ
ゟ下ゟ地ゟ底上ゟ
守爾守奉齋奉禮前
進幣帛者明妙
照妙和妙荒
高知
備奉御酒者平

八言れ何も違ひ。ことにあやまれるも。

𤭖腹滿雙氐汁爾母穎爾母 上の大忌

和稲荒稲ちいふ字をいへる穎なり。その穎ハ不意にあらず。或ハ御酒者或ハ山に住物などの如く、みなその本を挙ていへる。又否ハ遠へるまゝにて、其德をも称じ出べきものなり。かくのごとくせるぬるべし。何をも称も進るに何ぞいはず海の何をもいふべきや。穎をも下るにも言ずかず、物は大殺非發。なものを文にかゝる類もし、後にも挿たるべし。

山野爾住物者毛能和物毛能荒物青海原爾住物者鰭乃廣物鰭乃狹物奥津海菜邊津海菜爾至万氐横山之如久置

所足氐進宇豆能幣帛乎平氣久聞食氐八衢爾湯津磐村之如久塞坐氐皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉 上八呂と

忌きその本忌ねるうちそいひこそ其の凶を祓へ、此世の年まくひ行きすを般之よ避て一とぶかくするハ是ある似ず乎。いもとのまゝの本ハ動かず。

茂御世爾幸閉奉給止申又親王等王等 親王王ちる是上よりし奉。 臣等百官人等天下公民爾至万氐平氣久齋給止 郭上より詩るがぬし。

○諸氏と云ふ人名とらる言ハつ人へ改むるそこおほくかゝるちらど假字に書しいひつべし。

神官（カムツカサ）ら。こゝに。あまを頓り（アマヲトリ）つゝ。天津祝詞（アマツノリト）の。大祝詞（フトノリト）
事（コト）乎（ヲ）以（モテ）。氏（テ）。氏（ウヂ）。名（ナ）。かくいふを。世（ヨ）の人（ヒト）。
みな。誤（アヤマ）りて。事（コト）は。氏（ウヂ）。名（ナ）。のみ。いふ。ものと。おもへり。
のるを。續日本紀（シヨクニホンギ）の。宣命（センミヤウ）。また。古語拾遺（コゴシフヰ）。
など。みな。氏（ウヂ）。名（ナ）。のみ。いへり。されど。大祓（オホハラヘ）の。
式（シキ）。また。令（リヤウ）の。義解（ギカイ）。など。には。氏（ウヂ）。名（ナ）。
のみ。いへり。これ。後（ノチ）の。ことなり。古（イニシヘ）は。氏（ウヂ）。名（ナ）。
のみ。にも。あらざりしなり。言（コト）は。事（コト）なり。
○鎮火祭（ヒシヅメノマツリ）。

神祇令（カムツカサノリヤウ）に。季夏（キノナツ）火鎮祭（ヒシヅメノマツリ）。義解（ギカイ）に。謂（イハク）。在宮城四方（ミヤノウチヨモ）。外角（トノカド）。上部等鎮火（カミベラヒシヅメ）。而祭之（マツル）。為防火災（ヒノワザハヒ）。故曰火鎮（カレヒシヅメト）。とあり。こゝ。六月十二月。晦日（ツゴモリ）の夜（ヨ）。入（イ）りふる。ものや。○宮（ミヤ）の外角（トノカド）。大嘗（オホニヘ）の外重（トノカサ）の四方（ヨモ）の角（スミ）。○公鎮（クガヒシヅメ）も。來（キ）ませ。奉（マツ）らむ。

高天原（タカアマハラ）爾（ニ）。神留坐（カムヅマリマス）。皇親神漏岐（スベムツカムロギ）。神漏美（カムロミ）。能命持（ノミコトモチ）て。皇御孫命（スメミマノミコト）。波（ハ）。豊葦原（トヨアシハラ）乃（ノ）。水穂國（ミヅホノクニ）。手（ヲ）。安國（ヤスクニ）と。平（タヒラケク）。所知食（シロシメセ）と。天（アマ）下（シタ）。所寄奉（ヨサシマツリシ）志時（トキ）爾（ニ）。事寄奉（コトヨサシマツリシ）者（ハ）。天都（アマツ）。大祝詞（フトノリト）事（コト）乎（ヲ）以（モテ）。申（マヲス）。

上（カミ）は。所寄奉（ヨサシマツリシ）は。弘（ヒロ）し。次（ツギ）は。祓（ハラヘ）を寄（ヨサ）まつる。式（シキ）。祓（ハラヘ）と。語（カタラ）ひ。あはせ。

○若宮の父母の哉ハ青奈なるぞ。又變じて真なれどもかハらず。尚し。男の美女とし紀に神名を書筆とせる靈ハ之をめをとしるせる也。是天なるハ。

かくもちろの言をも此の詞とのみあるゆゑ略せり。已ほどいへるゆゑ略りたる也。祝詞と云ふをもてみるべし。神伊佐奈伎伊佐奈美乃命ハこの二天御神の上に申し給ふ。祝詞にみえたる所なれど、神素戔嗚尊ハ神の御子なる。妹背二柱嫁継給氐國能中古の類のもとに云へり。八十國島能八十島乎生給比。八百萬神等乎生給氐。古事記日本紀なと見えたる如し。麻奈弟子火爾。式の祝詞の本ハ...宮...まことに...真也...ぬまひ...とらず...結神生給氐。紀に備へる...生て...須ハ...備ハ...毛...の給へる

○野椎の椎ハかくのまゝ其の野槌なるべし。

○かく國を云ふ門とかけて止ハ門のことばとなれど、此の詞ハ後宮のことなるべし。

○古へ八八みとり給の男より云てと云ふハいふらし。七ハ云ふ...云ふ...と云ふらむ。

るまゝ備へ給ひし...神産巣日...野椎久...類也。...火生津持の神...持て...に...文...火之迦具土...ハ...借...火の糧づ持...名付...紀に美保止被燒氐石隱坐氐。...保止の保ハ...常保の...合也。...の類も...同じ...常保...の...言...まゝ...止ハ處の...石隱...陵...ハ...夜七夜晝七日。...夜七日...ハ...仍て...七日...四零者七夜不來哉...且...同じの...有者今七

日計早有者今二日計よ。巻十七ノ。衆ハ伊勢ノ人安乎ノ郡可乎ノ村ノ人ナリ。

○祝詞ハ。仁賀ノ元年紀の小書ノ。在者不書ノ。兄ノ字長幼女以男称兄ノ。男以女称妹ノ。是ノ時ノ男女ノ兄弟ノ称ノ。古ノ言ノ法ナリ。

吾奈妹乃命止申給支。奈ハ。名ある。ほめくいふ辞ニて。名根名妹ともよ。

てゝ。其ノ裏ヲ上ニ見ル。つゝ。百義ノ。その外ノ。在書ノ。物新ニ。ず奉ル。ぬる。

ふ大神ヲ。大倭ノ。物ヲ。大汝ノ。ものを。ふ言ヲ。絶ノ。ふ。

ん。ぞ。邪ノ。持ノ。ふ言ヲ。絶ノ。ふ。

又。こゝ。よ。妹ノ。ヲ。ハ。何ノ。ぞ。

兄ノ。ヲ。ぬ。ぞ。兄ノ。ぞ。

兄ニて。即男神ニ。ある。

ま。ヲ。給ル。つ。

今一。ぬ。ま。や。

こゝ。ま。ぬ。ぬ。ぬ。ひ。ぬ。

ま。ハ。ぬ。ひ。ぬ。

○七

行須時爾火生給氐。御保止乎。所燒坐支。燒と坐とをわかちて云るはわろし。如是時

爾。吾名妹命能。吾乎見給布奈止申

乎。言ふまくは吾乎勿見給曽止申とあるべき也。今は如くなしも、式奈ハ勿也。辭すしてハすまず。吾乎見阿

波多志給比津止。申給氐。阿波多志と讀めるすとしておきく帳

るばぐ又さく顯しとてかすらハば、式云ハ後の誤なるべし。

へる也。強くいへるまじき事也。疏彼ら云るもてハあがらふあぞ

くをずらふ敷也。仍てかろを濁りぬ。

吾名妹能命波。上津國乎。

所知食倍志。吾波下津國乎。所知牟止

申氐。石隠給弖。與美津枚坂爾至坐

氐。所思食久。與美ハ暗也。枚坂ハ顯と幽との堺を云。吾名妹命能

所知食上津國爾。心悪子乎。生置氐

来奴止宣氐。紀の一書に、伊弉冊尊、轉遇突智所焦、而終矣、其且終之間、臥生土神埴山姫及水神罔象女とあり。允

ハ和らかくて、らくハまさ一傳をそいひしめるべし。彦ハ次くり

え出。○此ハ和き名本此ハ性あることをいふ事。仍てよき此が

有ぬきはあまはてそのあしまはがとさのれしとうずそ言終

也。さくへば思ひのぐらしはのをさまへ云しらひぬさまらる由也

〇川菜のすがたも紀、見紀ゆまでもこゝう、いま文献に形すへ、ハらぬ上代の言遺の、まゝ海あるべくの国のさまざまに有ゆる、ひとみな神と称代ものにしあらば、つ流し、四つまでの神、知るゝ須八銭に、さるまでの神、用の、又さる事に、匏ハ凡そ是の、埴山姫に川菜ハ、あまつても、[illegible] くだつゝ、おくれど、かハ埴山姫。

有人ども、ある人とも云義の、ちぶまこと、サつ代まで多し。

反坐氏。更生子水神匏川菜埴山姫。四種物乎生給氏。水神ハ罔象女也。匏ハ紀の一書に、生天吉葛。天吉葛此云阿摩能与佐図羅といへり。川菜ハ和名抄に、水苔、一名河苔、和名加波奈と、まつ苔も多く見をといふ、含むるの義に、言ふ。この苔しとなまでも、遠きまで、おくる事で、この苔は形を形ハ、所ほ猿のこあぞといけも、よく如形作て、古今集に、かなるなく、併とらすもけじあた、名を埴山姫ハ、丸の土なりといへば、埴土をなる神まで爐炭竈にて火を備るすさや、此等も火を消ますちよ有るの此なるとねば、併る傍へ、上代まで有るん。こゝは疑多し。それハ鎮に志る

心悪子乃心荒比波。曽呂ハ奈久努る、どの縫すつも、水神匏

ハ埴を持つ、有りんを、後の人かも、おのひの、ゆるべし川菜としつゝん、ぐゝ海つべき、とゝのはきをあまへ、ハ、読みに誤りしるある、しこゝる称埴山姫さするの、四種らハ、へるものゝなるは、そやよ一のすを傷し、かいつれば、判とをを、かゝあ、又個あハ体事の、を、[illegible] ゞ、何あるに、志を序、系二、志し、かの序かず、氏外、報へども、ふれハ、古き結、つ、すゝ。

埴山姫川菜乎持氏。鎮奉礼事教悟給支。さきのもとべし、上なる川菜も本ハ、埴山姫の下にありしことや、事言也。依此氏。称辞竟奉者皇御孫命能朝廷爾御心一速比給波志止為氏。一速ハ借字にて稜威疾也。比ハ走利の約まりて、その行り回をいふ辭のみ。氏いづるや也。暗き色ハして、稜威也走るといひくるハ、しれ荒びある神のすさなりといふ。こゝに同じ。委しくハ冠辞考に見ゆ。

進物波。明妙照妙和妙荒妙五色物乎備奉氏。五色の結布といふなし。読ならハ、こゝに四つをあぐし、八結布れとも謂らふまで、此四つの名を五色

○古本ハ足波の辞なるを上より見えたり。

條るも。青海原尓。住物者。鰭廣物。鰭狹物。奧津海菜。邊津海菜。爾至万氐。御酒者。瓱邊高知。瓱腹滿雙氐。みるてに於ての流しつの　らゑずし上のは信。和稻。荒稻。爾至万氐。るまがめし。多もに御備のまゝ　ゆきとほしをと。如横山。置高成氐。天津祝詞乃。太祝詞事以氐。稱辭竟奉久止申。此文に。皇神のさ給ふと　すゑ。とのめくは皇祖神の辞　ひろふ。即の辞へる御言もあれど。神埴山姫。二神をを祭るべき所是既ならずめくはの祝詞のはさまなれはつうし　かくし。

大嘗。新嘗をおかうしすら。今より後の何の隔ようりや續日本紀以下の史と考べし

○大嘗祭日時。延喜七道の諸社奉幣ヲ毎ふまとく十一月卯日幣を如すとふうるの式よ又両新嘗祭の時幣を神祇官よりそ班ふせらるゝ四時祭式の下よ有之。

○新嘗祭奠幣案上神三百四座。並大社一百九十八所。座別絁五尺云云。下略。

○大嘗祭

此條いとくはづうし文も有ますゞ上つ代ふゝは。大嘗。新嘗とふわちれし。神代紀ニ新嘗と有ハおまえふすよ妻くみすめるん。仁德天皇紀よ。新嘗とあるハ何もとも記すなし。清寧天皇十一月紀ニ。依大嘗供奉料遣播磨國司云云と有。又弘計天皇紀よ。在同事とも新嘗と書かれども。天皇は即位の時の大祀の大嘗とすも。天武天皇紀よ。新嘗と有なるれさ何ともよ大祀の大嘗也がくて後。文武天皇紀神祇令仲冬條の新嘗祭條り大嘗と有ハ。毎ゑ大嘗之。同令次條よ凡大嘗者毎世一度國司行事以下毎年所司行事（ス在京諸司祭事諸也）とすて。一世一度とも毎年なるさとも。共に大嘗と書。かくて式よ至て。新嘗祭と書され

前一百六座。
唯別幣物准社法。
右中臣祭詞。於此官齋。
院官大行事。請同供奉。
但領幣。及造供神
物料。宮中臣祝詞料。
准月次祭。

ありつゐまつりごと。こゝに大嘗祭よりつゐに祈禮
しめたまふ。孫のまさきくいませと。事よさしまつりし
かば大嘗祭のまつりごとあるべき次第。ことごとく
つゝしみ。諸社へ御使立てつかはす。四時の祭の條も。卯日の官
ふるまひ。祝詞のすがたも。ことごとく新嘗祭の
事のごとくなれども。大嘗
ハじめてまつるゆゑに。こゝに
ハ新嘗祭と書あらはしぬ。こゝ
右のめぐりてハ新嘗祭と書あらはしぬ。こゝ

集侍神主祝部等。諸聞食登宣。
高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏
彌命以天社國社登敷坐留皇神等

前爾白久。即位の大嘗あり。ばゝ祝詞のごとくなるべし。今
年十一月中卯日爾天都御食乃長
御食能遠御食登皇御孫命乃大嘗
聞食牟爲故爾。紀一書よ。已忍穂耳尊を。降しまはん
所御齋庭之穗。亦當御於吾兒。よ。天照大神の詔ふ。以吾高天原
乃依。天都御食。よ。天照大神の詔ふ。天坐神地坐神乃相宇豆乃比奉氏
と宣ひ。称德天皇紀よ。託宣傳奈比由流之天。よる詔
まをしうけて。守屋奈比。と。誘合ことわりまをしまをす。ゆゑよしをもて
おもふに。今の人。うかゞひて。なほ。いまだ。

…まをすをもて…
…頭と前へ衝動すをいふ。昼つゝ…乃比。記よ。泰比
…同じ。含つゝ…
七の老る　堅（カキ）
…磐爾（ニ）常磐（トキハ）爾（ニ）齋比（ヒ）奉（マツリ）利（イカシ）茂（モ）
御世（ミヨ）爾（ニ）幸（サキハヘ）閇（ツヽラム）奉（マツリ）年（ム）依（ヨリ）氏（テ）。こゝまで今かよ。奉年依志氏
…爾（ニ）。こゝも雜訓も注ぬ。
千秋（チアキ）五百秋（イホアキ）尓（ニ）。古事記の千秋長五百秋之水（ガイホアキノミツ）
…安久（ヤスラケク）乃（ノ）キコシメシ（キコシメシ）天（テ）。
…氏（トヨノアカリニ）豊明（トヨノアカリ）爾（ニ）明坐（アカラビマサ）年（ム）。豊明と即宴會
…万葉の天の…め。御ん…
…ものゝ…

○氏生子の御名代部。即冠辭よ…
…ひけう…
…ぐひし。注進の義。
…よき…
…と也。…ハ似て…
…かるこゝあり。

…しまをすをもて…
御赤比（ミアカビ）坐（マス）。…
…上よ。赤丹穂（アカニホ）の…
…のまそこ。…豊樂院…
…ぐ…
…皇御（スベミ）
辭竟奉（コトヲヘタテマツラク）久（クト）乎（ヲ）。諸聞食（モロ〳〵キコシメセ）登（トノ）宣事別忌部（ワキイムベ）能（ノ）
弱肩（ヨワカタ）爾（ニ）太襷（フトタスキ）取掛（トリカケ）氏（テ）。持由（モチユ）麻（ニ）波利（ハリ）仕（ツカヘ）
孫命（ミコト）能（ノ）宇豆（ウヅ）乃（ノ）幣帛（ミテグラヲ）乎（ヲ）。明妙照妙和（アカルタヘニコ）
妙荒妙（タヘアラタヘ）爾（ニ）備奉（ソナヘマツリ）氏（テ）。朝日豐榮登（アサヒノトヨサカノボリ）爾（ニ）。稱（タヽヘ）

奉(ツ)禮(レル)留。幣帛(ミテグラヲ)乎。神主祝部等(カムヌシノハフリラウナ)請(テ)氏(コト)爾(オチ)落(ズ)。事(ルコトヲ)無(モ)。捧持(サゲモチテ)氏(ミテツレ)奉(ヨ)登(ヲ)宣(タマフ)。

右の如くする。朝廷(みかど)の皇神(すめかみ)等(たち)を。八百萬(やほよろづ)の神(かみ)たちを。遠(とほ)き神(かみ)たちを。近(ちか)き神(かみ)たちを。初(はじめ)て宮(みや)柱(はしら)太(ふと)敷(しき)立(たて)。高(たか)天(あま)原(はら)に千木(ちぎ)高(たか)知(しり)て。皇御孫命(すめみまのみこと)の瑞(みづ)の御殿(みあらか)に。安(やす)く鎮(しづ)まり坐(ませ)て。天(あめ)の下(した)四方(よも)の國(くに)に。大宮(おほみや)仕(つかへ)奉(まつら)せ。

○鎮御魂齋戸祭(ミタマシヅメノイムトノマツリ)

中宮。春宮。齋王ノ祭。亦同。

上の大祓云云の下に。此神の御名を入べし。

○祝詞考下

四時祭式に。十一月中寅日。鎮御魂齋戸祭云云。右於官齋院中臣行事と。こゝに神祇官の齋院とあるは。もと神祇官の齋院にて。行ひしを。後に宮中に移されしにや。

○十一月中寅日晡時。宮内省より。四時祭の幣帛を。官の使に賜ふ。

○式に。十二月も。此祭ありて。式は四時祭式に同じ。

○後世。江家次第などに。大祓の事を。載ざるは。略(はぶ)けるなり。

○神八座。神魂。高御魂。生魂。足魂。魂留魂。大宮女。御膳神。事代主。大刀一口。弓一張云云。略。進物なり。

○宿御巫於官齋院者。稽畿内式。亀筮歌坂上韓竈訖即盛蘭

解の云ふ、古傳いふまで
しもや。猶考ふべし。
○貞観儀式にも武部と
いへるは異なる説あれど、その
由をも記さねばいかにぞや
べし。さてかゝる式に
てらすのみ。
○旧事記に天神祖詔
授天璽瑞寶十種云々。
又云、饒速日命考へ元々
十一月庚寅宇摩志
麻治命初斎神宝
奉為帝后鎮祭祈
請寿祚其鎮魂之祭
自此而始矣といへるは
かの旧事記の作者ちかく
そのまゝを附会て鎮
まつれるにて、
旧事記の世に始す
の疑はしき也。なほよく

笥納櫃居案神部一人執向祭所供之

官人以下装束料なるよしにていふは略。

右中寅日晡時、中宮鎮魂同日祭之五位以上及諸司官人参集宮内省に
て内侍御服を持て内にあり。大膳造酒司八代物を供す。次に
猿女を率ゐて入る時に大臣式部を召て諸司をおのおの召す。次に
琴を弾き笛を吹かせ。大歌に賢木様を給ふ也。神祇伯御琴を弾き
笛を吹きて舎人歌者鎮魂神部等まゐりて琴を弾すを
弾ず。御巫猿女舞をたりて、神祇五位一人、侍従二人、内舎人一
人、内舎人二人、大舎人二人、次を以て舞て畢ぬ。弁に官宮内省
を喚して酒食を賜ふ。三度の後拍手して退。
先にいふ如く、槽上に伏槽案上にて御衣を匣に納たるを付るときに
御巫右に鉾を持て舞。中臣御衣の緒を結ぶ。御巫宇気槽を撞
て突けるは、内侍御衣の匣を開て振動す。かくしてその
御魂結びて御竈の神殿へ入て封すれど、御衣は内舎人に。

くてし。
○此宇気おこなはるゝは、古事記に、天照大御神、天岩門に隠坐
坐云々、天宇受賣命日影を鬘に繋真折を襷にして、小竹葉を
手草に結ひて、天石屋戸に汙気伏せて踏とゞろかし、為神懸云々。
神代紀履又紀に、猿女遠祖、天鈿女命則手持茅纏之矟、立於天
石窟戸之前、巧作俳優云々と見えたるを、猶こゝに依るなり。
此是ぞ天皇の御魂の為に祭るゆゑ此をなすにて、もはら
しも古語拾遺に、鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡、則御巫之職者、應
任旧氏云々といへるは、これなり也。○此事天武天皇十年十一月
丙寅紀に、是日為天皇招魂之と有。神祇令に仲冬寅日鎮魂祭
あれど、人皇以来にて八天武天皇の御時よりぞ始まれる
招魂と鎮魂の同じからぬ
式には、今の紀を記る。べし。

鎮魂の字の源はその出
あり、称へ猶よむをおもに出
説とも異なれど、その所に鎮
日本紀以下旧事記とも
にしようとてまで
記すべし。且古事記と
のもの見えねば、考へ
ほしぬるにあるも。
天皇の天下を知らすべきは、
伊邪那岐命の御頸玉
を授けて天照大御神に
天の所知食すに賜ひ、
まことに皇大御神は
孫を降しまして
國所知看すに遠き使
斯八尺の瓊鏡及剱と
賜へるをあれは神へ
天皇を賜ふにおもへ
羽矢の如くあるはなほ
貴きをしるしと云へるを
文支干八古事記にかゝれども日本紀に既に饒速日命に賜ひしを伝ふべきや。神武天皇紀に羽羽矢と
称ふて、天羽羽矢を見せし、文支なき人なれども和銅の頃よりうつ日本紀のみそ至
文支干八元明天皇以下ならず

高天原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇御孫之命波豊葦原能水穗國乎安國止定奉氏安國登所知食事依奉氏皇御孫之命波下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭止隠氏天津日嗣之高御座止天之御蔭日之御蔭止隠氏弥遠長久伊賀志岐宇豆乃幣帛波明妙照妙和妙荒妙五色物御酒波瓫高知瓫腹満

雙氏山野物波甘菜辛菜青海原乃物波鰭廣物鰭狹物奥津藻菜邊津藻菜爾至万氏雜物乎如横山置高成氏獻留宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止（今本にかくのごとくあるは、かくのごとくなり）平久聞食氏皇良我朝廷乎常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸閇奉給氏（こは御魂）

すめらみことのかくのごとくあるべきなれ。すめらがみとはいふは略せるなり。

然と云を

○後世師走のやうにも書ちがへの事あれども、字音なきをもて、[illegible]わざや。

あれぞ此字はなきを、又脱たるべき也とぞ。あらためて本書のまゝに従へるものなり。

自此十二月始來十二月爾至万氏平久御坐所令御坐給止。職員令神祇官の條鎮魂の義解に謂鎮安也人陽氣曰魂魂運也言招離遊之運魂鎮身體之中府故曰鎮魂といへり。こは皆同じ意なり。[illegible]

かくおはしますよ云ことのみらびく樣の言なれば、何のすぢもなき[illegible]。○十二月とあるはいとあしき[illegible]、おほくの[illegible]ものなり。[illegible]

齋比鎮奉止申。今年十二月某日

○皇天神宮ハ奥座故ニ号内宮ヨリ外宮ヲ先ニ祭ル事ハ外宮ハ故皇大神ノ天皇之時也ト神名秘書ニ云ヘリ

○神代紀ノ説ニアラス文ノ勢ヲ考ルニ此ハ後ノ人ノ記シ加ヘタル文ニテ且ツ此ノ下ニ紀ヲ引ケルモ是ヲ証セリ

○多紀ハ和銅ノ比ノ大朝臣ナレドモ此序ハ

○伊勢大神宮

崇神天皇六年ニ倭ノ笠縫邑ニ齋奉ラセ給ヒ垂仁天皇二十五年ニ大御神ノ教ノマヽニ伊勢國度會縣五十鈴川上ニ遷シ奉ラシメ給ヒシ紀ノ文ノ如シ而シテ其ノ紀ニ天兒屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命并五伴緒矣指加而天降也於是副賜其遠岐斯八尺句瓊鏡及草那藝劒亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉與思金神者取持前事為政此二柱神者拜祭佐久々斯侶伊須受能宮此二柱ハ思金ノ手カ次ニ登由宇氣神此者坐外宮之度相者也次天石戸別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豊石窓神此神者御門之神也次手力男神者坐佐那縣也ト有多気郡ニ佐那神社ト式ニアリ此思金神ハ実ニ前ノ事ヲ執リ持ツ故ニ云ヘリ

○祝詞考下

奈良朝ノ頃ノ事ヲ記シ置ル書ナレバ其ノ頃ノ社ノ様ヲ知ルニ甚ヨキ物ナリ

○神代紀ニ天照大神ノ勅ニ吾則起樹天津神籬於天津磐境當為吾皇孫奉齋矣乃使二神陪從天忍穂耳尊以降之ト有ノ如ク非常ヲ防護スル為ニ建ル物ナリ

○高皇産霊尊因勅曰吾則起樹天津神籬於天津磐境當為吾皇孫奉齋矣乃使二神陪從天忍穂耳尊以降之ト有ノ如ク非常ヲ防護スル為ニ建ル物ナリ

○四神ナルベキ筈ナレドモ二神ト有ハ何ゾヤ

○たしかなれど猶よく考ふべし

○或ハ神代紀ノ

流布など。如きそれぞれ多し。仍てこゝに挙ぐ。
へよ。初めべく祓ふべきこと。なる祝詞なれば。
児産命。二神まさに祓はしむべきなる橘の小門の阿波岐原に
くいへるそ。みそぎ。後世祓へそのひろものよ。

○二月祈年六月十二月月次祭

キサラギ　トシコヒ　ミナヅキ　シハス　ツキナミ　マツリ

もとより下れる。その祝詞なり。伊勢の大御神の
宮もろ〳〵は祓後の中臣の宣命なり。
つの　ワタラヒ　度會乃宇治乃五十鈴川上乃神宮
の川つらもかはかみ。
下津石根稱辭竟奉

○儀制令。天子祭祀所称。謂告于神祇。為天子。凡天子至車駕皆是書記。所用至庶俗所称。別不依文字。假如皇御孫命及須明樂美御徳之類也。

スメラミコト　我大命　以氏

オホミコト　テ

宮まもる大命を如くそ。

京ことに春日。平野。又度。古開又この大神。宣なるの如き類。

流。罪祓下。數言を聞き　スベ
もろ〳〵もろ〳〵。
皇大神能　大前爾申
ク　ツ子　モ　キサラギ　トシゴヒノ　ツキナミノマツリ　唯以テ
久。常毛進流。二月祈年。月次之祭。
六月　ミナツキ　ツキナミノマツリ　ヲ　ツカヒトシ　タテマツル
辭。相　大幣帛乎。某官位姓名乎爲使
天。令捧持氏。進給布御命乎。申給止
ニヨス。上の申よもて。その三つの
申は使の申なり。

○豊受宮

トユケノミヤ

トヨウケ　ヨウ

宮。豊旨宇氣なるを旨字を訛用。ユケ。トユケ
とやうに宮。豊旨宇氣なるの今は豊トなる。

由宇氣と申しゝは、食に由ありて申せることなるべき故、ことさらし
又後世豐受氣と申すは、いかに広く何事にも言ひなせる故の
ことなり
考ふに、
大神宮式に、豐受大神一座、相殿三座。この登由氣大神は、既に
大忌祭の條に申せるがごとく、五穀を始めて、上が上、下が下ま
で、人の生業由る物の御祖にまし坐て、日の大御神に並次
ぎ、崇まつるべき神なるを、人のいへるは、外宮とのみ申したれば心うき
事なれども、こゝに其の名を直に顕はし申すなり。
そは大神宮儀式帳に、五十鈴宮に奉仕る男女二神、相殿に座し
ますありて、登由氣神、此者坐外宮度相神者也と有り。
抑外つ宮といふは、万葉集の歌にも見え、行奉る宮に對へ外
つ宮とも申せるは、常の大宮の外に建おかれて奉の宮を称
ふ。即天皇の宮の主と有るに對して、その外宮とあ
称ふ也。即五十鈴の宮を内つ宮と申しゝに、それに對へて申せるなり。
さて此大御神の宮に坐す故に、外宮に坐といふなり。坐外
宮度相神者也とあるを、外宮は在處にて、登由氣大神は、
然に坐すと申すなれども、此外宮を、内大御神の和魂、荒
魂も申す也。内宮に和魂、外宮に荒魂を斎奉ると
此内外の宮をまうけたるなりとぞ。かくは齋王の仕奉
るも、記しゝ後のゝ式に、此仕奉事も見ゆるなり。
所謂同式に、二所大神宮とも有て、他し大神とも申されず
也。齋王の仕奉る御使の参らるゝに、先外宮を始とし、大
神宮式に、元日、宮司率諸祢宜内人等、遙拝諸宮。ことに書て
も、先拝度會宮、次諸宮と有も、豐受神をうしとせず。かく在
ん。荒御魂は大坐ば也。神功皇后紀に、此神を立る時
も、諸社皆荒御魂を先に奉る也。荒御魂は表に、和御魂は裏なる
理なれば也。或問、神護景雲元年紀に、豐受宮とある

かゝるは豊受大神なることも、続日本紀を備にあらむべう
らば、祭主は忌部等が、いへる如く、中臣忌部との本においてらびて
さまざまなるを、天平の頃よりぞ、中臣をいふ事と常に、忌部は、お
とされ、ますます上る者の所司なりしも知るべし。神宮の内宮は、本
末ならずべし。正神国造の神宮をバ、おしなべてよしとして、今此
頃のく、守り人なくて、遂に豊受の御名のみ社の如く、殊に成りてき、
氏々のかねてや、あるよし神宮は争ひどもしけるよ、従へるは、あまたの
べし。ゆゑに此大宮神を、内宮と崇えて、定まりとして、外宮をば、
豊受大神として、上にのぼらせて、上下の人皆知るべきもあれど、自
らかくの大御神なるが、あまた在りて、荒魂の御名を、
石門懸(イハトガヽリ)しませしより、正に此神社は、殊に数多あるのに、之の
あまたの、豊受は稜威(イツ)遂(アラハレ)ますにて、式にも豊受と申すなり。大
神宮と申すし、また下の宮人は、二宮と称しつ、天照大御神と、
崇め奉るなり。一人二人の書を読みて知るべし、いはれなきを知るべし。

いとも〳〵をさなき説也。

文問、荒祭宮、内宮におはしまして、即(チ)荒御魂なる事、外宮の斎
まさく、いかなるにかあらむ。答、既にいへる神護慶雲の頃より、外
宮を豊受宮と申せしよりは、それに依る如くなり。然れども其の頃
よりも内宮の方にも、荒魂の社を建てまし。古へはあらぬ人の今は、
大神宮に次ぎての大宮にして、此社をも宮とぞ称へり。ゆゑに
よくよくも、公にも崇えたまひしを、やゝ光仁天皇宝亀二年に
到りて、官社に入りたまひ、今は別宮とまうしのたまへる也。
抑和魂荒魂は、およそ神にもおはしますなり。神功皇后紀に、天照大
御神の荒魂を、広田(ヒロタ)国に斎(イハヒ)まつりし、又
ことさらに、大住吉の命の和魂は、大津の三輪に、荒魂は、
御軍の将に坐すなり。神功の頃にまゐりて鎮まりませり。其の
荒魂を伊勢にのみ、荒魂を祀りて、別宮に宮社を建
てまつらず、いづれにかしこや、大かたは如く、かくの例にて

…ことなし。紀ノ度相縣之折鈴五十鈴宮所居神名撞賢木嚴
又同。右ノ宮座紀ノ
御魂。天疎向津媛命。トアマサカルムカツヒメノ
八坐ノ時。又天照大神ノ荒魂ノ誨ノマヽ當居御心廣田國ニ
赤稚日女尊(アカワキヒルメノ)ト
云。此二柱ハ又天照大神荒魂和魂。即五十鈴宮ニ御座ト見ユ。外宮ヲ
荒祭ノ神ト號ルモ。ソノ荒魂ヲ一神ニ備ヘ祭ルヨシアレバ。
天皇二十六年ノ詔ニ。朕ガ先ノ神功ヲ傳ヘ。又既ニ多ノ
一ツト等シ。ソノ社ヲ立テ。ソノ祭ヲ
ト。小社ヲ多ク立テ。ソノ祭ヲ
或人ノ傳ラク。倭姫命ノ受ケ
傳ヘ。大御洲雄武天皇二十一年丁巳冬十月ヲ
…月。豐受大神ヲ丹波ヨリ遷シ奉リ
…トアリ。倭姫命ノ傳ヘ
十五年ニ。此ノ時ニ
紀ノ年代ヲ考ルニ
ク。五百ヨリ
バ。武烈宿禰ヨリ三百ヨリ
ラヌヲ。五百ヨリ
ク。景行天皇二十年二月。遣五百野皇女(イホヌノ)ヲ令祭天照大神ヲ
テ。トアルハ。天皇四十年。倭武尊(ヤマトタケノ)御幾久神等ヘ參リ給ヒ。倭姫命
ル辭ノ
ハ。大泊瀬天皇元年ヨリ。雄足皇女云云。侍伊勢祠ニトアレバ。
定ル事ヨリ前ノ
マデ。右ノ皇女ヲ。ソノ
ハ。ソレヨリ
ノ傳ヘヲ
紀ニ載ベシ。

○
○○○
天皇我御命以氐度會乃山田原乃。
濛雰沼木鄉山風乃寒吹坐ら之弖。
流。哭ま之つ。
既うらぶれ。
進流。二月祈年。月次之辭。相換。大
幣帛乎。某官位姓名乎爲使天令捧
持氐進給布御命乎申給止申。

○上つ代よ。同祓帝もも神帝もるぶし。荒帝城。ほろ。ふとらふり。絶二かるり。和ことふまず。後世。

○祝詞考下

○
四月神衣祭。九月准之。

上ゟ伊勢大神宮と標して。二月祈年ニ。とりぴ。豐受宮と標して。同以此詔但於豐受宮者換其詞耳。などり。詔あるぞ。

○神祇令ゟ。孟夏神衣祭。義解ゟ。謂伊勢大神宮也。此神服部等。齋戒潔清。以參河赤引神調。織作神衣。又麻續連等。績麻以織。敷和衣以供神明。故曰神衣。この後。式ゟ。また。神服部が織ハ。綉也。赤引ハ。即麤布ニて。參河の神戸ゟ。獻ぶる。伊勢の多氣。飯野。服部。各ゟ。五。綵也。又麻續連等。又同部麻績村ゟ。五。綵也。式ゟ。服部戸。二十二。麻績戸。二十二。

烟。とぞ。此和妙荒妙。右二氏の者始従祭月一日織作。至二十四日供奉。生数を。大神宮。和妙二十四疋。荒妙八十疋と。豊受宮は数八。式の意を。荒妙の実を料のこと有。六月を次祭よ。太神宮よ。赤引糸四十絢。度會宮よ。同糸三十絢とあれど。もよ。なほそうへ。べし。

○立天の天ハ倒う。遠へ。かる對る。言ぬ天ハ上と聴て。下にのミり吏吹下。もかく者ハ誤し。

度會乃宇治五十鈴川上尓大宮柱
大敷立天高天原尓千木高知天稱
辭竟奉留。天照坐皇大神乃。大前爾
申久。服部麻續乃人等乃常毛仕奉
留。和妙荒妙乃御衣乎。進事乎申給
止申荒祭宮爾如是申天。進止宣。禰
宜。

内人。この称唯上ハ誤しめ。也。風氏云。所大神宮者。祢宜大
称レ唯。内人。毎旬率物忌父。并小内人。戸人等。分番宿直。荒祭宮。
内人二人。物忌小内人各一人。ゐる。ハ。祢宜を。職事内人ハ。番上也。○
天平勝寶五年紀。大神宮外従五位下神主首名。授外従五位上。内人
物忌男四十五人。女十六人。授位各有差。ゐる。ハ。元年紀。伊勢
國荒祭。月讀瀧原。伊雑。高宮等神宮内人五人。始預把笏。ゐる。ハ。○戸
人。神戸
の人。ゐり。

〇天皇の詔を祝詞と云ふ詔の中に祝詞と云ふべきハ、みな中臣のものなれど、そのうちに宣せさせ給ふものハ限りありて、乃ち此をとりて祝ふ。是を実に祝詞に多きものと、祝詞の云ふもの少しくあるなれども、これ祝詞とよむべきものにて、宣るの祝を定めて、その祝詞とよみつべし。

〇六月月次祭(ミナヅキツキナミマツリ)。十二月准之。

上に二月祈年六月々次祭と標して、祝詞あるを最初にあげて、る。神祇官にて二月と六月に祭と同し祝詞なれば此處をさ、こゝにまた六月々次祭として、祝詞の見ゆるまゝをあげて、上なるハ天皇の御使中臣の宣る祝詞にて、こゝなる大神宮司の中(ノ)祝詞也。此條なる四時祭式の内宮の祭儀條なり。使の中臣申詔刀、次宮司宣祝詞といふ條なる是也。其次の式に、六月十六日祭度會宮、十七日祭大神宮、其儀十五日黄昏以後、禰宜率諸内人物忌等、陳列神御雜物、訖亥時供夕膳、丑時供朝膳、禰宜内人等発歌舞、十六日平旦、齋内親王参入度會宮、至板垣門東頭下輿、入外玉垣門、就座於東殿門内、東西各有一殿、東殿設齋内親王座、在右、設命婦等座、西殿設女孺等座、訖、即神宮司執著木綿太玉串、入外玉垣門、北向而跪、命婦女孺出受、以奉齋内親王、拍手而執著髪神宮司又持太玉串(著木綿賢木、是名太玉串)入同門、而跪、命婦亦轉奉、齋王拍手而執捧入内玉垣院門、就座席(命女一人、若女一人陪從)、孺避席進前、再拝両段(命婦不拝)、訖玉串授命婦、々々受轉授物忌、々々受執之、立瑞垣門西頭、齋内親王還就本座、然後禰宜乃著明衣(衣冠并大用生絹)、神宮司著當色、並執太玉串、禰宜立前(大神宮、禰宜立左、宇治内人立右)、次宮司、次幣雜物(并馬)、以行陣列、次朝使進入外玉垣門、當内玉垣門並皆跪、先使中臣申詔刀、次宮司宣祝詞、訖物忌内人等、舁幣帛案、入奉置瑞垣内財殿、齋内親王并衆官以下、再拝拍八開手、次拍短手、再拝、如此両遍、既而衆官退出、即使及宮司以下、向多賀宮、齋王不向、再拝両段、拍短手両段、退就解齋殿、給酒食、訖入外玉垣門、供倭舞、先神宮司、次禰宜、次大内人、幣帛使、次齋宮主神司、次寮允以上一人、立女(酒立女一人、持柏一人、舞儛一人、令飲柏酒、但件酒用禰宜内人等妻子)、齋王参祭之日、采女供奉、或用女孺、不参之時、次禰宜大内人妻、訖齋宮女孺四人供五節舞、次鳥名子舞、十七日参大神宮、其儀一同度會宮(拝荒祭宮、同多賀宮)。

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱大敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾申進留天津祝詞乃大祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣

禰宜内人等。共ニ稱ス唱。大神宮式に内宮は八禰宜一人從六位官大内人四人物忌九人童男一人童女八人物忌父九人小内人九人外宮には禰宜一人從八位官大内人四人物忌六人父六人小内人八人他宮にも禰宜あり大内人二人物忌父各一人あれどなきにもあれば神主部とハ云て式禰宜大内人あれども揚たるなり。

○伊賀志桙とは。天下に天皇の御稜威を満しきはむることをいふ。伊賀志は大佐を云る事につけて言ふなり。

天皇我御命爾坐

下の神賀にも神王の祝。又大名持命も申給て御孫命と申すに國造ら申して天皇と云る。こゝも同じが申なれば。かくあるべし。

御壽手長乃御壽止。湯津磐村如。常磐堅磐爾伊賀志御世爾幸倍給比。

此御ずか手の御事ハ不意出るを他社とこそあらめ。皇祖神の御事なれば。常に言ふ事ならぬ天下のあまねく。次で御食国の事ハ言はへども國をみちて御さまらぬよしなれば利。

阿禮坐皇子等乎恵給比。

生れ坐す也。宇万の約阿。

百官人等天下四方國能百姓爾至天

○神封戸ハ式に載の外に、飯高、壹志、安濃、渡會、多氣、桑名等にもあれど、こゝになるを擧し。

○式に神戸、佐留各内宮外宮へ附たる。わかちあるべし、あらく然れども、其神田をまた式に割度會郡二十町、四段四町、四段大神宮、二十町度會宮、今當郡司營種收獲苗子、供用大神宮三時祭、度會宮朝夕之饌、自餘依當土估賃租充供祭料とみえたり。

長平久作食留。食をとれば留しくるぞ。五穀乎豐

上にいへる如く今本に穀ハ龍

爾令榮給比護惠比幸倍給止三郡

度會郡、多氣郡、飯野郡の三つをいふ今の國々く。大和に十五戸伊賀

大御神へ寄奉る神戸の諸國なり。に二十戸志摩に六

十六戸、尾張に四十戸、参河に二十戸ありしよ。處々爾寄奉

四十戸、是等を大神の御厨の戸といふや。

禮留神戸人等能常毛進留。大和の宇陀郡に二町、伊賀の伊賀郡に二十町、伊勢の桑名、鈴鹿、安野、壹志、飯野、度會郡の中に。

四十二町一段也。是れを大神の大御田とし。

御調絲由貴能御酒御贄乎。由貴ハ齋也。凡の御饌の料とハことごとく神饌に供するをいふ。

○神代紀一書に、山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野薦八十玉籤、云々とて上に造鏡造幣遣などをあわらしかくなれども、天香山の坂木を上枝下枝なども三つを著るをもあこしすさ方をも堅ことを整ふある魚とも見ゆ。こゝに合せおもふに、本の幣に枝と小竹に玉を著るの例しと紙なれバ上つ代の物を着るの幣とぞしらしや。なほ母の木綿のことを著るを

右の神田に作れる物を稱へほまれを、伊勢の物と稱せしなり。如山海置足成天（宮に於の云）

よろづの物をいふなり。かゝれば八山海ともいふ例なり。今本ハ海山とあるハ誤し。大中臣太玉串

爾隱侍天御使は中臣とも申、神祇官に仕る者也。大中臣といふ例ハ既云り。太玉串ハ式の此條の文に著木綿賢木を名太玉串といふ。其の言ハ下に。大神宮司弁に執太玉串とある是御使も玉串を執りけるなれど、物に何れも玉串のことを申ぞるもの、玉串に隱れてしか又よらばるべし。此こゝの玉串の剣王の御いはのこの世の物なれども小枝なれど隱るゝ文也。

玉串とある上つ代にハ玉を著しなる。故に古の言の本にハ、在の如く物なりしや。

乃朝日乃豐榮登爾稱辭申事乎。十六日に。

今年六月十七日

外宮ニハ八日ノ
撫ヲ唱フ。

宣神主部。荒祭官月讀官ニ。如是々
共ニ稱唯。其
申進止宣。神主部。荒祭官ニ。御使收官坏下ノ
示ノ稱唯。拜ヲ終テ。
外宮ニ參ル。以下准之。

○九月神嘗祭

大神宮式ニ。九月神嘗祭。但朝廷幣帛。
封戸調ヲ納ル齋庭ニ織備ヘ。
云々。式ニ。又云。米三百石三斗。酒呆十石。雜供料米廿

五石鹽一石。神酒廿三缶。諸國以神税釀造
把ヲ爲ル東キ大税一百八十束。以
種々ノ度會宮。同ク御衣二疋。云々。同上。小税一百廿
束。大税八十束。斤税八百束。以下ヲ數ヲ減メ。皆ヲ准ヘ
ヲ。兩宮攝社ヲ。各進ルヲノ名。かくて左ヲ曰。右月十六日。祭
渡會宮十七日祭ル大神宮ニ。禰宜大内人。各著明衣。分頭。左右宮司
立中ニ。次使忌部捧幣。次馬。次使中臣。次使王。就内院。版位ニ使中
臣申詔カ示神宮司宣ル祝詞。餘儀同月次祭ニ。

皇御孫能 御命以伊勢能度會五十
鈴河上爾。稱辭竟奉流。天照坐皇大
神能大前爾申給久。常毛進流。九月

○能ハ下ニ續ケテ書ヨ。
加ヘテ二所ノ太神宮ノ攝末社ノ
祭ヲノ外ノ所ニ
おほみやつかへまつる皇御孫命ノ
うづの幣帛ヲ。
奉ルト云ヒ。
爾ハ一ツ書ニ
ヨリテ。

之神嘗乃大幣帛乎某官某位某姓名乎爲使忌部弱肩爾太襁取懸氏持氏進給布御命乎申給久止申。

○豐受宮同一祭。

天皇我御命以氏度會能山田原爾。

○右の幸矜の字は皇御孫命と山畠すべき天皇と當せざるべからず。然れば氏の字は時の誤ならん。

稱辭竟奉流。皇神前爾申給久常毛進留。九月之神嘗能大幣帛乎某官某位某王。中臣某官某姓名乎爲使忌部弱肩爾太襁取懸持齋波理令捧持氏進給布御命乎申給久止申。

○同神嘗祭。

○祝詞式下

○右の如く大神宮月次祭。祈年祭。なよ皆ここに記すべきなり。

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾大
宮柱大敷立高天原爾千木
高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神
乃大前爾申進留天津祝詞乃大祝
詞乎神主部物忌等諸聞食止宣 宣禰
内人等共ニ称ス唯ト天皇我御命爾坐御壽乎手
長乃御壽止如湯津磐村常磐堅磐

○養老四年三月紀よ、令諸國毎年春擧税貸与百姓継其産業至秋熟後依數収納其稲云ゝ也。

爾伊賀志御世爾幸倍給比阿禮坐
皇子等乎母惠給比百官人等天下四
方國乃百姓爾至万天長平久護惠美
幸比給止三郡國々處々上よ己他寄奉禮留
神戸人等能常毛進留由紀能御酒
御贄懸税千税餘五百税乎税のなをいふべし織役令義解よ凡官稲
之源出自田租即分為三一曰大税二曰救穀三曰郡稲也式税ハ一國
一國よ符至也、各くへて十五万束は稲をぞ民よ割付て貸ゑの元を大

税といふハ毎年ハ不動おくものにて貸する利を取て京へ上るものを料穀といふ料といふ上る稲の名也 大税を田力といふハ其百姓のからつくる田を耕す力とするものにする也 然るを神田の稲を貸すといふも其税どころにて公田の税の名を借て出しのぞさて既に前條に大神宮式を引が如し 五十鈴の宮に小税二百三十束大税一百八十束片税「千二百二十二束とあれど 如横山積置べし それを懸税といふなりいふのりにて 伊勢人は同じおほくなる新稲の穎をつくりて竹に著て数多進るといふ然れどもその無くありしなり 大宮に立おくぞかし如横山といふべし ちまきの説文なども いはすあれども 又田植すてる新稲を小竹のおほく著て如横とくまするあるまね気うか似てる也

如横山久置足成天、大中臣大玉串爾隠侍天、（上は云も）今年九月十七日朝日

豊栄登爾（考要を十六日ころ略くしきことなり）天津祝詞乃大祝詞辞手称申事乎、神主部物忌等、諸聞食止宣、禰宜内人等称唯。荒祭宮月読宮爾毛如是申進止宣、神主部共称唯。

○奉入斎内親王時詞、進神嘗幣詞、申畢即申也。

今ハよ斎内親王奉入時、進神嘗幣詞申畢次即申テ云辞別云云。とつぶさにまをしをなくのあだしと云ふ。似てるをと思ふなり。

○崇神紀に天皇大殿之内共床同殿而寝とあるは
天皇の神霊を二柱に分ち奉りて御床を同くし
給ふ事なるべし。
辭別氏申給久。上は朝毎に次てなり。
齋内親王
く挙りつる。既に。
波。ツ子ノタメニヨリ。
乎仍恒例と。これそ。仍て例と。或は四日或は五日。さまざまなり。
齋比清麻理氏。
時は四月。聖武天皇の御時。元正天皇の御
八後の定めありて。古へ天武天皇の時は。十月。
日そ。ト。へる。実也。仍て例と。或は四日或は五日。さまざまなり。
波。ツ子ノタメニヨリ。
乎仍恒例と。これそ。仍て例と。
齋比清麻理氏。
時は四月。聖武天皇の御時は。九月。元正天皇の御
八後の定めありて。古へ天武天皇の時は。十月。
日そ。ト。へる。実也。仍て例と。或は四日或は五日。さまざまなり。
辭別氏申給久。上は朝毎に次てなり。
く挙りつる。既に。
齋内親王
三年

○祝詞考下

○こゝもまた前の如く。
せまたは中を略せる
ことにて。かくの如く
ある事なり。
○こゝも略てあり。
のことなり。

御杖代
倭姫命為御杖代貢天照大神。新撰姓氏録。山猪
子連等仕奉上宮皇太子御杖代なども。
尊乎。統御ふ。古へいふ。日本紀。
うつしてふを目安として。
ふそれぞ。古への祝詞なり。
止定氏。
進給事
皇御孫之
止共爾堅磐常磐乃三字を脱せるものなり。
平氣久。御座坐志米。御座の二字あるて足
武止。まぢ。他皆当れり。
○崇神天皇二十六年の紀に。先是天照大神。倭大國魂二神。並祭
於天皇大殿之内。然漸畏其神勢。其座不安。故天照大神託豊鍬入姫命

おもふにおほくは
かくおほかたなきに
かゝるものゝ心なるを
神の事なり
なほ見むに

祭於倭笠縫邑云々と有て垂仁天皇の御時倭姫命につけ奉りて斎宮とせ
させ給ひ代の事を記しゝ紀には其の事を書し大臣神と崇え奉る事を記すなるに
斎王て坐す事なる也今ここに其の事を記して直に天皇の大御代の御事
斎王も仕奉り坐せ給ふなりといふをかき遣るといふ事もあれど
の御世にも斎王は伊勢の御杖の御事を給て御杖代と申す
代りてとなりのそのあとをしも此事をとりて奉るへきなり

御杖代止進給布御命乎

斎王をおもし立奉る時の御命にて始めて天皇大極殿にておはしましてのたまふ
ことあれとここはその神をまつるをいへるなり

大中臣茂桙中

臣なり。御使の中臣。

取持氐

茂桙は厳矛也。さて矛は柄の中らを握持ある物なるを、て神と君との中をとりもつ官なれば、かくいへる也。紀にもいへる如く、舒明天皇紀に、大臣所遣群卿者、大臣は蘇我蝦夷、群卿は阿部中臣紀の人也。從來如嚴矛、此云伊箇之倍虚。取中事而奏請人等也、故能宜

白叔父云云、かくて中臣は神と君との中取すといふ中つ臣といふ名なる也。都於の紛るをとおもふなり也。

恐美恐美申給久止申

斎王の任りたる時の事を記しゝも多く見ゆ。

○

遷奉大神宮祝詞

豊受宮准此

凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及外幣殿度會宮及別宮諸社造神殿年限准之皆採新材構造自外諸院新舊通用宮地定置二處至限更遷其舊宮神寶遷収新殿云云凡大神宮年限滿應修造者遣使使判官主典各一人但使判官仕中臣忌部兩氏孟冬始造之神宮七院社十二處朝熊社等十二社也とて度山口神祭採正殿心柱祭摂社地鎮祭造船代祭営造神寶并装束使など有て祭る事なとも見えたり

○そこつゝくそこつゝくのつゝくの如く知るを分つ辨也。このつゝくよ
つゝくつゝみそこつゝくもいくつゝくみともに後つゝかうこともつゝくもつゝくるを
ゞ辭なるを言て。三字一ことにそこつゝくのこと
と知りやすし。もつゞきも也。且みそこつゝくも。甲乙
やすくしつゞきて。もとの一旦ことの
ことに同じ。もと普き言彼
をいふ。

皇御孫能御命乎以氏。皇大御神能。
大前爾。申久。常乃例永依氏。廿年爾
一遍比。大宮新仕奉氏。雜御裝束物。
五十四種。神寶廿一種乎。以備氏。祓清賣。宮材をとよ乳。山の末のはよを。伐採来神寶。儲
みあれ。
某姓一名乎差使氏。乞ハ遣宮使の外よ。古ハ造宮使兼雜
物を送るハ使ゝ。辨大史一人。史

一人。史生一人。宮掌一人。使部二人。大政官よりお立物を。神祇官よりも。史。史生。神部。卜部等をして。部領して送る也。又九月十四日よ。難
波。
餝度會宮十五日奉徒御像。
同旧難餝大神宮十六日奉徒御像。進給狀乎。申給久
申。

右ハ御物の像のよく調ふる朝廷の定例
アトのためしぞきこしめすべし
るや。

○遷却崇神祭詞

高天原爾。神留坐。氏。事始給志。事始給

神留と訓てハやまとだましゐまで續日本紀に神積坐
ちゝ積ハ借字にて高皇産靈尊を申し言也。タカミムスビ
ビ神を皇睨大神まで申ハ皇睨大神ハ天照大神の御祖神にて
ませバ神留坐と申すとなり。
○大和國高市縣より
ゐる事にてあるべし。
○やとしのぼす事よ
水ちゝしたゝる事と
司とらんと司と定る
きやをといふ意と新嘗
百澤真椿。とら也。
ばやくとゞめ。飛鳥
とゞまる事也。
とゞまる事也。

神漏岐神漏美命以氏。ずる。アマノ高市
既出。天之
爾。左へも大宮地に
ぐくもりゐて
堅能許能多氣奈爾。
流波毗呂由都麻都婆岐。
都婆岐ハ八百万神等乎。神集集給

比。神議々給氏。我皇御孫之尊波。
水穗之國乎。安國止平氣久所知食止。
天之磐座放氏。天之八重雲乎。伊頭
之千別氏。千別氏。
寄奉志時爾。誰神乎。先遣波志。水穗國
能。荒振神等乎。神攘々平氣久。
登。

議給時爾。諸神等。皆量申久。

天穂日之命乎。遣而平氣牟

止申支。是以天降遣時爾

此神波。返言不申氐。次遣志。建三熊之命毛。隨父事氐。返言不申。

父ハ穂日命

神代紀ニ以天穂日命往平之、然此神佞媚於大己貴神比及三年尚不報聞、故仍遣其子大背飯三熊大人、此亦還順其父遂不報聞

又遣志。天若彦

毛。返言不申氐。高鳥殃爾依氐。立處

氐。身亡支。

是以天津神能御言以氐。更量給氐。經津主命

健雷命。二柱神等。天降給比。荒振

神等乎。神攘々給氐。語問志。磐根樹

立艸之片葉毛。語止氐。皇御孫之尊

乎。天降所寄奉支。

既にいへる祝詞どもは錯りて、略きたる事なく、理りなき文と成ぬ。後世に誤まれるを、今更にくらべんも拙しとて、略し措る也。されど古きを存すなる祝詞の意をおもひはかるべきなり。

如此久天降

所寄奉志四方之國中止大倭日高

見之國乎　こゝに國とあるは大祓の詞に、全くかくあり、さらば考もいへり。　安國止定

奉氐下津磐根爾宮柱太敷立高天

原爾千木高知氐天之御蔭日之御

蔭止仕奉氐　此の上に美頭乃御在所と云言有べきを、こゝは略きて除かれたる文也。　安

國止平久所知食武皇御孫之尊乃

天御舍之内爾坐皇神等波荒備給

比健備給比崇給事無久志高天之原

爾始志事乎神奈我良母所知食氐

神直日大直日爾直志給比氐　この理りをしめしあらはせる

とそが上に天津神祖の祝詞を今ぞ申し乞祈るなることを略き

き也。○神ながら我も　孝徳紀の詔に、惟神〈惟神者、謂隨神道、亦自有神道也〉我子

應治故寄、是以與天地之初、君臨之國也、とあるは神隨神佐備世須

登、とかゝはれる、即神ながらしろしめす也。こゝろは

[illegible]世人の

[illegible]○神直日

[illegible]上於大殿祭 自此波四方乎見霽山川

[illegible]

能清地爾遷出坐氐 光仁天皇紀の詔にも見行弄

賜弁山川能浄所者[illegible]

宇須波伎坐世止。宇志波流葦原中國者云云。万葉に宇

志播吾伊麻須諸能大御神等[illegible]牛掃神牛吐[illegible]

[illegible]丹[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]山川[illegible]

進幣帛者。明妙照妙

和妙荒妙爾備奉氐見明物止鏡翫

物止玉射放物止弓矢打斷物止太

刀馳出物止御馬。上の御鏡御弓などいひ。又御と

なきもあり。中に馬には。み[illegible]

[illegible]

[illegible]

御酒者。甕戸高知

甕腹滿雙氐米爾毛穎爾毛山爾住物者。

毛乃和物毛能荒物大野原爾生物

者甘菜辛菜青海原爾住物者鰭廣

物(モノ)膳(ハタノ)狭物(サモノ)奥津海菜(オキツモハ)邊津海菜(ヘツモハ)邊(ニ)至(イタル)
万(テ)氏(ヨコヤ)横山之(ノ)如(コト)久(ク)八物(ヤトリノモノ)尓(ニ)置足(オキタラハシテ)氏(タテマツル)奉
留(ウ)宇豆之(ツノ)幣帛(ミテグラ)乎(ヲ)八物(ヤトリ)八取机物(ヤトリツクエモノ)尓(ニ)置足(オキタラハシテ)氏(タテマツル)奉
(以下判読困難)

食(メシ)氏(テ)崇給(タマヒ)比(ヒ)健給(タケビタマフ)事(コト)無(ナク)久(サヤケキコトコロニ)
清地(ウツリイナ)爾(ニ)遷出(ウツリイデ)坐(マシ)氏(テ)山川(カハ)乃(ノ)廣(ヒロ)
坐(セ)世(タ、ヘコトヲヘ)稱辭竟(タヽヘツルト)奉(マツル)止(コトヲ)申(マヲス)
(以下判読困難)

○遣唐使時(ツカハストキ)ノ奉幣(タテマツリ)
式(シキ)ノ(ノ)如(ゴト)し。
(以下判読困難)

親王奉入時云云。還却崇神などの條よりも如く。おほよの乱
る状。後に於て八女をもつぬべし。ばる同式よ。完船居時。
神祇官差使向社奈之。とあるも也。○船居とは湊よ船をとゞめ
置ものを。續日本紀よ。播磨の國より某の船共を地をまうけて。
往を待つゝまうけあるべければ。風船居とも。神のゝ湊と撰出
ることなり。○朝廷してをぎりなど。長くつゞめることを挙て。亀
酵考るべし。らひつ。○異國へ御使つかはすこと。推古天
皇十五年紀よ。大禮小野妹子遣唐國。とある。この時いまだ唐の
世ならず。隋だ。唐と改ハ。唐大宗の時也。もろ〳〵先漢光武帝の時。日本の使ありし
るを漢ざまよりの如くいへる。かくて竟宇を須。もて。かく
ハばかりて。遠く異國共船の
ばかりとぞ。ことわりあり。

皇御孫尊乃。御命以氏。まことちしかゝる。そも〳〵宗
住吉爾稱辭竟奉留。今年。称の字なきこと。
等乃前爾申賜久。そハ神代紀よ。伊弉諾尊曉然穢原
う身滌そ。まふ。底筒男中筒
男。三神也。はじめて神功皇后新羅よりの帰る時。式三神の
誨よ依て。穴門山田邑よ。その荒魂を齋奉る。その時。皇后船
ハ浪ともすゝまず。御船田〳〵不進。ときゞ式三神誨
給はく。我和魂を大津濱中倉之長峡よ坐ん。荒魂ハ皇后
坐馬。則平得渡海。と記す。式大津ハ即万葉よ。住吉の三津よ船の
こと。遣唐使のことをよめる。同じ津也。○神名式よ。攝津國住吉郡住吉
坐神四座。名神大。月次。相嘗。新嘗。とある。そこなり。四座ともに祭る。
神功皇后。とも。

大唐爾。唐法を学ぶ。

貴ノ下ニ有ル人ノ名ヲ脱セルナラン。我天皇我朝ヲ統治シ給フ事ヲ。

ます。上ツ代ノ如クニ。大唐ヲ始メ諸ノ蕃國ヲモ。

大ナル事ニ思ヒ。

使ヲ遣ハシ。

○遣唐使ヲ遣ハス事ハ。

左傳ニ。

爲ニ依テ。

船居無キニヨリテ。

播磨國ノ

船ヲ乘リ止メ。

爲ニ。

使者ヲ遣ハス。

佐傳ニ。

所ノ

念行間爾

船ヲ

波吾作牟

佐ヲ

登ノ

詔ヒ次ノ

支ヲ

教悟給比

那我良ヲモ

既ニ

皇神命以氏

船居

教悟給部

禮代船居作給部

波ノ

○祝詞考下

○四十

物之玉崇神天皇紀ニ取倭香山土ヲ以テ領巾頭祈曰是倭國之物実ニシテ天之
これ當也ト記ス記ノ訓ハ誤ルモ神ヲ古クヨリ自然ト當ル
ルヲ以テ唱ヘ旦濁ニテクラヌ幣ヲ帛ニテ奉ルヲ便セ
氏ニテツラヌ進奉ル久ニヘ止ム申ス
ニヨリテ此後ノ宣ル詞ヤ
虜使ノ餓ヘル時ニ
早氣ヲ
難波ニ
手懸ケ
彌御立座而佐ヲ
世受平久ニ
○出雲國造神賀詞 出雲國造ノ者
穂日ノ命ノ後也

神代紀一書ニ高皇産靈尊勅大己貴神曰云云當主汝ヲ祭祀者
天穂日命是也ト又モ一書ニ天穂日命ニ勅シテ曰ク吾ヲ祭ラヽ
命ヲ祭ルヲ
ノヲ祭ル
ヨヲヲ
ヲ
キ時ヲ
シ建ル御
ハ天津神ノ御
ヲ

○祝詞考下

べきなりとやはよ蓋
楯門を造るハ等し
出雲也。按ずるに楯
門を造る氏。建楯門
八多須氏の建しを
以てそれらの數多し。
○成務天皇紀に國郡に
造長縣邑置稲置
をもつて皆此ハからる
を置しり。國家の
定まり給へり。其の紀に
年中に郡と縣
とあるも所ハ仁德天皇
の所行によりて類
聚國史にも見えたる
ことなり

各持を神の御靈とし謂ひ。又その宗と一なりけれバ
此式神名帳にもあるべうらん。其まゝ下の事ハ、此神名帳にもれたるし
も有べし。又今も今に限らず傳はりけむが、かの帽をも祝むべうるあ
をさへ其祭るも知れる古事記紀にも見えたる事を此神名帳
の中にもまじへてある。其外にも神名帳の元
の事を見て且郡代の事をかへりみるに。○此詞に天德天皇の
造る所の神祖と申すもの也。神名帳の元
と見えて後其國の熊野の國造の神とも見る
神の前に大名持の神をまつる
又杵築の大神の事ハ出雲國造の熊野の事ハ杵築を
名乗るものにて國造の氏紀をもて出雲國の事を見るべし。
○國造といふものハ文德帝の久世氏の久米の系圖に
てらして見るに其の一國を始めて知るところ久米部に
一縣を作り始めたる縣主は國造の事なりけり

りて大小あれど皆同じことや。神武天皇功臣を縣主と為すも
あれど此の事ハ物語をもて也甚國の彰顯して主となる
て皆天皇の御代天下を治め給ひし時先づ
始めの所にて崇神天皇の御時
穗日命十一世孫宇迦都久慈定賜國造と。姓氏録の成務國造
八氏を始めて定めたまひて天皇の御時成務
天皇の御代に天の下諸國にも國造を定めて國造
の勢ひを強くしてその國の一宗と稱して傳へ、天神地祇の事を
るもの也仁德天皇の御代に縣を郡として郡司をおう
を郡司と國造とを分けて祭し神にも仕へるなり
又文武天皇慶雲三年の詔に神を尊ぶ
かくして神々の社をも定めて神祇を
元年七月の國造の神を定めて別にも
○式神名帳の詞をたてて紀にも元正天皇靈龜二年二月に

○類聚國史に弘仁三年
三月に云、御大極殿出雲

国造外從五位下出雲臣
義人參神賀詞奏之
○郡領國造之大宝
二年、慶雲三年之紀
又參訂於及下之紀
文而類聚三代格
ちごにあるを晒き
てもらひたし。
○天長十壬申月紀に
神賀吉事、載五種神
寶、常出雜物と有。
五種ハ右の鏡横刀倭文
玉ゐて四種といふなり。
ばかハ神寶ならざるべき
ものをそ。

出雲國造外正七位上出雲臣果安齋奉二神賀事一神祇大副中
臣朝臣人足、以二其詞奏聞一。是日百官禽焉。自二果安至一祝部一百一
十餘人進位賜録有差。
○出雲國造を任ずるに
ハ、必ず出雲國司、同
國造ら相ひ謀りあれ
ばなり。
○出雲國造を任ずるに
聽ゐに就、出雲國司、同造
と國造ゐ相ひ謀りあ
ふ事ハ、一年ゐて二度
ゐ限りあれ。

うゐを監醸ト吉日一申二官奏一聞一して而後ち宣あり。式發ハ物
を祓神祭前ゐもて。
○獻物ハ、玉六十枚。
尺六寸
平分。鏡一面。徑七寸
一分。赤水精八十枚。白水精十
六枚。青石玉四十四枚。金銀裝横刀一口。長
一尺。白鵠一翼。番軒御贄五十舁。舁別盛ゐ
ゐ。ハ祓ゐて神寶ゐハ、ゐ神宮ゐ
ハせまつる。日照命ゐ
持渡ゐ
ゐ。王菲鎮石出雲人祭真種之可美鏡押羽振甘美御神底寶御
寶主山川之水泳御魂靜挂甘美御魂底寶御寶主菲此
小兒之言名有二詔言一乎。於是皇太子奏二于天皇一則勅之使
うゐを祓ゐ。
○甘ゐ可ゐ
○玉菲鎮石ハ玉藻沈
ゐ。
冠緒ゐ。石ゐ川上ゐ
ゐ。

ちからなく次の句へつゞくなり

○水戸神八古事記に伊耶那岐命の子に御孫とあり。神の名ハおほかた神なるを。
○櫛八玉の八ハ入の字にて。くしき玉と訓べきなり。

遠ひりつくむとて。萬葉にも言に。今ものめでたしと出らる也。其時なる
の言ハ時にもなき言もありてハるかなるもの。おほかた類なりしなり。
○此ハ大名持命にて謝詞のしけれバ。文かくれて記する所也。
其文大名持命二僕子等二神隨白。僕不違。此葦原中國者隨命
既獻也。唯僕住所者。如天神御子之天津日繼所知之登陀流天
之御巣。而於底津石根宮柱布刀斯理。於高天原氷木多迦斯理
而治賜者。氷木とは八誤なり僕者於百不足八十坰手隱而侍。亦僕子等
八十神者。即八重事代主神。爲神之御尾前而仕奉者。違神者
非也。如此之白而。於出雲國之多藝志之小濱。造天之御舍而。水
戸神之孫。櫛八玉神爲膳夫。獻天御饗之時。禱白而。櫛八玉神化
鵜入海底。咋出底之波迩。作天八十毘良迦而。鎌海布之柄。作燧
臼。以海蓴之柄。作燧杵而。鑽出火云。是我所燧火者。於高天原者。神
産巣日御祖命之登陀流天之新巣之凝烟之八拳垂摩弖
燒擧。地下者。於底津石根燒凝而。栲縄之千尋縄打延。爲釣海人之

○かくてこれかなり遠々と出て。ことごとしと訓き。古の詞と宮を宣し。或人云と云説あれどしるひがことぞ。

口太之尾翼鱸訓須受岐佐和佐和迩。控依騰而。打竹之登遠遠登遠遠迩
遠遠迩献天之真魚咋也。故建御雷神返参上。復奏言向和平
葦原中國之状。とあるにて。此献眞魚咋也。ちよまるれ詞ハい
と上つ代の事なる社の。秘中せし文なるを。かくてやゝの神賀
八此式に載しかな。たくみなびの事。巧なれは。おもひどおもち
す祝の文なり。とおびてみなびの事ゆめなるまて書りたるがくい
まつの文ぞ有とくべかる時そ。
此世のちともしる名のばかりや。

八十日日波在登毛。今日能生日能足日爾。
生日は物の生栄る日。足日は幸の足属る日也。生足成など祝詞の生足に同じ。
出雲國國造姓名恐美恐美毛申賜久掛麻久

○神代紀に頭露此云阿羅播貳と有を、あらはにとするも一つにて正字の古れど、ここは万葉によりてあきつ神と申す、八言調に穏かなり。又万葉巻六に詔の、荒人神、船曳舳手不牛掃賜とあり、神功皇后紀に荒魂為先鋒而導師船と有は、毛と書も此あるは八荒和の有なれど、右にそれ〳〵をさす、八言なり。世にいふ荒人神なるを、その天を従まへてる詳しくその也。古荒人神と此所にもく、且此大神を〜とすべてもあまた有きすれば也。

毛畏岐。言はゆゆしやも。かしこきなり。

明御神登。万葉に明津神、吾王と有をば、なきろうて、和の古ばきさてより訓るべし。継ぐて其式令に明神御大八洲天皇。ここよりは神宣命に顕神と有をも共にあきつみかみと訓べし。是は世顕御神をも、ここをは、あきつみかみと訓そと言よしなる、のかみをおさへ、此は天皇を今あきつみかみと申すは、世に明はし給ふ神ぞと崇て畏て云ふ言なり。

大八島國所知食。神代紀に大八洲国。

天皇命乃。続日本紀の宣命にも、天皇命と有、仍ておほらすめらみこと子と、万葉に日並斯皇子尊高市皇子尊と下にみことの言を添られ、崇て云言なり。

○大 ○御 ○世 ○手 此四言にてあり、ぞ八、次の言にかゝりて、毛八みことのりのみことなれば。らば上は祝詞の大御巫の辭にも、皇御孫命乃御世乎手長御世登、とも有は、おほくへ此頭ぞ、これ古く傳りし言にて廣く言ふ語なり。

手長能大御世登。齋登若後齋時者。

為氐。斯詞は、云ゝは長能大御世登伊加志御世乎為と有べし。小字は後人の加へたる事と有べきなれど、今本は字を落したり。

加後齋字。

出雲國乃青垣山内爾。青垣山とは垣の如く山の周り込たるを云。古事記景行條に、夜麻登波久爾能麻本呂婆多多那豆久阿袁加岐夜麻碁母礼流夜麻登志宇流波斯、万葉にも、吉野山をとも云し、又は山並みをも。三室山をも云ゝばかりにて。

下津石根爾宮柱太敷立氐高天原爾千木高知坐須。熊野の大神と、大名持命。二神の宮をいふ也。すなはち祈年祭の祝詞に大神の命を、於宇迦能山之山本於底津石根爾宮柱布刀斯理、於高天原爾氷椽多迦斯理而居と有も、大名持命にのたまひしなり。

○崇神天皇紀ニ詔シテ武日照命ニ従天持来神宝蔵于出雲大神宮是賀ト云ヘリ。

○又会出雲國造ノ祖神天穂日命ノ十一世孫宇迦都久怒ノ定賜國造ト。

○式ノ出雲國意宇郡熊野神社ノ名神出雲郡杵築大社ノ名神ノ御祖ナリ。

熊野の大神も。大名持ノ御子ノ御神ノ如くに。ていし。指置給ひしなれば。大神とまづ挙るなり。既ノ如く。

射奈伎乃日真名子

イナギノヒマナゴ

穂日命ノ御代紀ノ大背飯三熊大人ヲ。伊射奈伎ノ命ノ多孫ノ御世ト同紀ノ注ニ。伊孫トモ。多孫トモ云ヘリ。ト云ヘルニ依テ。カク書ルナリ。上ツ代ノ名ハ。多ク孫ヲ以テ。名トスルヲ。ト云ヘリ。旅宇都ノ伊ノ條ノ如シ。

射奈伎ノ乃ハ。ノ辞ニテ。真名子ハ。愛子ヲ云ヘルナリ。ト云ヘルニ依テ。カク書ルナリ。上ツ代ノ名ハ。多ク孫ヲ以テ。名トスルヲ。ト云ヘリ。旅宇都ノ伊ノ條ノ如シ。

加夫呂伎熊野大神櫛御

カブロギクマノオホカミクシミ

○紀ニ貴此云ヘルハ。ムカトノ訛ナリ。

○加夫呂伎ハ。神酒伎也。故仁明天皇紀ノ歌ニモ。少参名ノ如くに。ていし。指置給ひしなれば。大神とまづ挙るなり。既ノ如く。

氣野命

ケヌノミコト

命ヲ崇テ云ヘルナリ。

○加夫呂伎ハ。神酒伎也。故仁明天皇紀ノ歌ニモ。少参名ノ如くに。ていし。指置給ひしなれば。大神とまづ挙るなり。既ノ如く。

國作坐大穴持命

クニツクリマスオホナモチノミコト

○紀ニ貴此云ヘルハ。ムカトノ訛ナリ。

○紀ニ貴此云ヘルハ。ムカトノ訛ナリ。

ハで大隅にもおかせぬ。大きんあるしもよ こゝろして作のかう 文武紀に難波(セ)[illegible] らしせる爾なりん。貴民宇治て八言う 大日靈貴(オホヒルメノムチ)といふ。ちひるし。大日米(オホヒルメ) の米は女(メ)にて み八母[illegible]なることゞ。月ら是ハ月夜持ちる るにも對神よまん もて紀に[illegible] 綏靖紀ハ海つ名山(キ) つも[illegible]など。みかくれてのる とあるへき[illegible]名 [illegible]紀の。海神の女にも有る [illegible]や何と

諸国に[illegible]はなるゝなるべき。かくてその國と、皇孫よゆづりまゐて、日隅宮(ヒスミノ)に隠遁まし坐。其宮は即ち今の杵築(コツキ)の宮也。かくあれば、出雲[illegible]ふものゝ[illegible]を崇まつる也。出雲縣をも[illegible]天照大神[illegible]八坐[illegible]也。されば此名のうちに、[illegible]生大國主神、亦名謂大(フ)穴牟遲(アナムヂ)神、亦名謂葦原色許男(アシハラシコヲ)神とある。其外大物主、大國魂神、その大穴牟遲ハ大名持ちふかき[illegible]穴ハ、名[illegible]が字、牟(ム)も毛(モ)の約まる[illegible]毛紀(モチ)[illegible]右に持しあるゝなるべし。且(ツ)[illegible]名[illegible]と見ゆ。宮處(ミヤコ)所を遷しのは、[illegible]佐(ミナシロ)の氏を言ふ。すら名背(ナセ)、名根(ナネ)名妹(ナニモ)といふ[illegible]名を言ふ人[illegible]むすとらす。名持(ナモチ)の[illegible]言ふや。かく[illegible]を遷て[illegible]ちし[illegible]且[illegible][illegible]我是(コハ)大奈母知(オホナモチ)、少(スクナ)比古那神[illegible]

貴とも云ハ、女を夜[illegible] [illegible]かざや。

[illegible]ハぬかもひて [illegible]文がかぐ[illegible] [illegible]の傳りいむ二

ひ。三代實録にハ、大名持神ともある。[illegible]の佐[illegible]かい[illegible]式[illegible]見えず。二神(フタカミ)

乎(ヲ)始(ハジメ)天(テ)百(モモ)八十(ヤソ)六(ムツノ)社(ヤシロニ)坐(マス)皇神(スベカミ)等(タチ)乎(ヲ)出雲[illegible]

紀[illegible]神社參百玖拾玖所、一百八十四所在神祇官、二百十五所不在神祇官とある。風土記ハ式[illegible]和銅六年[illegible]減ハせ[illegible]風土記の[illegible]又今は式の今て百八十八社ある[illegible]

某甲(ソレガシ)我(ガ)

弱肩(コワカタ)爾(ニ)大(フト)襷(ダスキ)取掛(トリカケ)天(テ)伊都(イヅ)幣(ミテグラ)能(ノ)緒(ヲ)

結(ムスビ)大神にまゐる[illegible]の[illegible]調する[illegible]。○伊都ハ嚴(イツ)、嚴(イツカシ)[illegible]の辞[illegible]

天乃(アマツ)美賀秘(ミカビ)冠(カガフ)利(リ)。[illegible]辞[illegible]

かゞべや俗ものを雇（ヒ）約（ツヅ）ねて物を運ぶ。又は人が一ト荷（ニ）ものを擔（カツ）ぐ。又は人が一ト荷ものを擔ぐ。又は人が一ト荷ものを擔ぐ。又は人が一ト荷ものを擔ぐ。

○式數のあるものまれ。

屋爾（ヤニ）伊豆（イヅ）。高屋（タカヤ）。

○もも同の音なり。

手（テ）。人の手をもて。

支（キ）豆（ヅ）閇（ヘ）天（テ）。伊豆閇黒益（クロマス）之（シ）。

○金偏（カナヘン）の眩（クラ）くも。土器（カハラケ）をもて。

借（カリ）もて。

○忌寸（イミキ）の忌（イミ）。

忌静米（イミシヅメ）仕奉（ツカヘマツリテ）氏（ウヂ）。

○忌（イミ）。

朝日能豊榮登爾（アサヒノトヨサカノボリニ）伊波比乃（イハヒノ）能神賀吉詞奏賜（カムホキコトマヲシタマハ）波久（ク）。

○祝詞考下

爾（ニ）齋許母利（イミコモリ）氏（テ）天（アメ）乃（ノ）。

○齋神（イハヒベノカミ）。

万（ヨロヅ）よ。

○齋戸乎前（イハヒベヲサキ）。

忌寸（イミキ）。

○忌（イミ）。

忌静米（イミシヅメ）仕奉（ツカヘマツリテ）氏（ウヂ）。

○忌（イミ）。

朝日能豊榮登爾（アサヒノトヨサカノボリニ）伊波比乃（イハヒノ）能神賀吉詞奏賜（カムホキコトマヲシタマハ）波久（ク）。

○祝詞考下

○加夫ハ上也。神も上
ちみ云ふ。
たまひより術へば
遠の神理、終…の
大神もいふと難よ
人のべし読よりし。
代…読み…ゆ
…神と…を…
…む…ゆし。

師て大神ふる状に坐奉て天皇の御代を祝奉れる古語ありし事もとりけり。
そうの使として齋の竟て参るぶかれ大御神は復奏すを申す御祈願の
詞なりといふ也。はて此詞は國造神賀ふよ。出雲より奉り出し事を
忘れせて申せども。かくれぞ古き文辭にして忌静よりそれぞかるそば
下の神の禮有利臣の稱白といはる也。
○こゝにふれぞはぶりしの神賀の頭ぞ。

高天能神王。
神漏伎神漏美の御也。○右ふらいへるは遠つ
崇みそうしゆ。加志を後ここにあらそ。天總[illegible]
まへ加夫呂伎とやす也。ゆるよ見るのをきそ神皇君ちなど
となれむ。神まてハ出つる神王のむるとて、此言をと知るべし。

高御魂神魂能皇御孫命爾。
こハ天照大御神の御子の御孫をやるて高御魂
の神よりもいふをうれど、後世の御名をも御孫命
とかがめて、ゆき後くいふぞたまひそ也。

天下大八

○景行天皇紀よ地形と
有ハ地の喩易を見
るあるすにありそへ
ぬべし。

島國乎事避奉之時。
大名持命の避り奉りし也。次よいはれぞこの命の御名
を負ふよ。○此事も上にいへる語言の所以多くあるを略きて
など以ても書けずよ物る事を。古文のぬなる事也。上つ此をる後世の
よぶもの略き為す也。

出雲臣等我遠
此臣ハ加
は略しるを活にむとよ。

神祖。
此を今ある遠神と云ふぞの昔の事は遠神我大君と云
ハ乃なる即ち神よおはします。人乃ちまくのにて同意也。
らかあくすずき神祖なるを、ハ遠つ神祖とよみ[illegible]
ちろも遠神祖ありき祖のよもとおもせしなるべし。

天穗日命乎國體見爾遣時爾。
下に見ゆ
事ハ天穗日命神、又を継て荒び猛く諸神の様を見て復奏
つべきやの形やとみすいまてさなんとも也。仍て國體とよて

○崇神天皇紀ニ云。武日照命從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見云々。然今此紀ニ天穂日命ノ子ノ…

天能八重雲乎。押別氐。天翔國翔氐。

天下乎見廻氐。反事申給久。穂日命ハ。大名持神ヲ媚附ク。

三年マデ復命申サザリシ。古事記書紀ナドニ然見エタルヲ。今カクイヘルハ。出雲ノ遠祖ナレバ宜シキ方ヲイヒナセシヤ。…神賀ノ詞ニ…大穴持命…二書ニモ…復命…雑…穂日命…大名持命…媚…

又云…

アヘテモ…手ヲ下シ…建…

豐葦原乃。水穗國波。晝波。如五月蠅水沸。はハヘなり…古事記ニ…

夜波。如火瓮光神在。…

石根木立。…

火光神ちらハ火の大かハ火あれハちらくちらも云し。又從者君標火嘘着ちら六邪神の强き強火のこゆる者さらくこらこら見や。

○こらの紳てちらく六云麻呂布都怒志とつひちり紀の八むも船建御雷を奉りず紀の八經津主建甕槌と奉て記見ゆる八

青水沫毛事問天。すハ言也。○水乃阿和の。乃阿ヲ美奈和と訓。荒の紹なる者み。

荒ぶる者も正しく揆ひて辭の國在と云ハ、久迩阿利ちう國迩阿の約奈なれバ、久尓阿を約めて國在とす。もし訓しは荒ぶる惡神も多くあめくちのえて、ちらりめすハ。

然毛鎮平天皇御孫命尓安國登平久所知坐之米登氐三字略も有。大倭挿命と云事ハ媚和しも遂時をよろかりこ下よ輪り上三一神をあり、し平げる。

天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天。古事記ハ天菩比命の子建比奈鳥命云々等之祖也。又日本紀ハ天鳥船神副建御雷神而遣とあるをらる会

天鳥船ハ同神也。ひらくの代も神を、よく解ねて治めし。八此式ハ天夷鳥命建比奈鳥命船の稱也。大功也。あれども布都怒志建御雷神を建きも勝建事も建てりつべ将ひしぬ且四紫ある神や、ろも大御度の御使なりなめる二つとよりハ見ゆべし。荒布留神等乎毛撥平氣國作之大神乎毛手。撥平。萬氣の不仕奉國を掃といふ訓。

風土紀ハ此大神を所國作大神とあるをもいふよ、くらちくしせる大神ともいふ。大神とはこの國つくり大神しく訓よ依べしといふ也之にいふ。

媚鎮天。此ハ上よ大八嶋國現事顯事令事避支。紀一書ハ吾所知顯露事者皇孫當知吾將退治幽事云々。顯露此云阿羅播尼とい傳を式も同じ見てゆるもまれたりゆのこての現顯とあらうる也。現ハ萬葉ハ明神吾大王

○大倭と云は日本總名
とするは后に混ずる
まで也。古へよりしかしか
今此所なる山邊の郡に
せるも然までにて上つ代
の天皇も都して大和國
に坐て天下を知し
めしたれば常にしか称
へまつりて後にはすべて
知坐すも同じ事ぞ
きこゆる神の大御代にて
ちかく大名にさだめし
○古事記に其神之嫡后
須勢理毘賣命

まさに見明らめたまひて天下の中のことどもを顕し給ふ。顕國玉、頭見蒼生ト云ことにて、顕しまつらへるも其の事を伝すまでかく称へ奉し。

乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃静坐牟大倭國申天、

こゝにまづ己御孫を坐せ給ふべき所をあまたあれど殊にすぐれたる大倭と云ふ、造りたまひし國なれば、大名持命の和魂を留めて、荒魂は出雲へ、やがて此大名持命の御子たちを、同じやうに國の所々に坐せて御孫命を守り奉らむと申し給ふ。且和魂は即ち皇孫の御為に留めたまふなり。こゝに荒魂と云はすなはち出雲へ静まります事、いとも明らかなり。

己命和魂乎

荒魂は出雲に坐に。

○合せて、生造が云也。

甚為嫉妬。故其日子
遅神和備弖、自出雲國
將上坐倭國而、其
時の身装に御馬の
比登母登須々岐宇
那加受斯云々。此次に
如是歌為宇伎由比
而宇那賀氣理弖
至今鎮坐也とあるの
言はかくあるにもあれ
かゝる故に倭に家
として出まさんとの
給ひし御ことの後に
給はすれ大和に坐ます
云也。
○前の神奈備の事
記に上つ代より
其神社に寄る
し、神奈備の事に
神の神室もある

八咫鏡爾取託天、

有る紀に、有光海依來之神。云云。吾者伊都岐奉于倭之青垣山上。此者坐御諸山上神也。神代紀に云、云々、汝是吾之幸魂奇魂也。今欲何處住耶。對曰、吾欲住於日本之三輪山。故即營宮彼處、使就而居。此大三輪之神也。とある條を、今ある所も同じことの紀に見えたり。

倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、

奇大魂とも云べし。即和魂也。𤭖は甕栗なり。借字にて大かることをいふ。

大御和乃神奈備爾坐、

神なびのちかく言へり。森。

みらくなり。かくて森の毛理とは云、神奈備の森を言ふなり。かくて森とも杜とも書て、神社と同じ意にて、三輪の神社にまします事をなほよく云ふなり。今其処の三輪の里の神社をもて神奈備と云ふが其処なり。

あまたの歌もよむにあらねば此神なびもしか所ありとはおもはれず此から此事をよく考へてしるべしかかるまちがひもあり

○是はいとちかくしてみづからうたがひなきを思ふにかの宮所なりしまゝを考へおもふべし人の國によりて所々にしろしめすべきものなりとて出來たりかゝり

こゝに人のしらぬ所なれども古へ萬葉集に神なびの山の歌二十首餘りはみな神なびの山とのみあるを思へば今は京よりはなれたる所の事を云ふべし今も京に近き所にて遠く。ちと思はれバ論ずべからず。己命乃御子阿遅須伎高彦根乃命乃御魂乎式大神社は記にゑぞ…りしや。葛木乃鴨能神奈備爾坐式社に葛木山の南萬葉集の鴨ちふ…まさしく此を云なるべきもあらんぞ言鴨の社なりとや。○今本こゝの坐の下に須の字あるは上の御魂乎の辭に違へて今改る也。式文もかくこゝに稀なる事なるを行かずも多きなり。事代主命能御魂乎式大神の宇奈提乃神奈備爾坐今本宇奈提尓坐とあれども既にあるいはかくの如く云を違へりと見ゆる也是の

○祝詞考下

こまひてかへよそなはれば乃神奈備ちふ四字をも補つ。○宇奈提ちふ所は今言尊の高市山なる今も雲梯村といふ有るべし。和名抄に同郡雲梯【宇名天】郷あり。かくて事代主の神社は高市郡高市社にある。天武天皇紀に式大神の高市郡の大領に依りて吾者高市社所居名事代主神云々と告ませしは式の高市郡に高市御縣坐鴨事代主神社【大月次新嘗】とあるは又同式の葛上郡に鴨都波八重事代主命神社二座【名神大月次相嘗新嘗】とあるは今もとの社も大なることなる事歌の神社とりかへられたるも此ては萬葉十一に不想乎想常云者真鳥住卯名手乃社之神思将御知と見えたるは此くいと神猶成あけまくて崇よし神社とするは此の雲梯村の社にて今人も定かなりおぼえたり此くも式の…の社よく問も考もすべし。賀夜奈流美命能御魂乎文武紀元年紀に式大神に授正四位下とありて式に高市郡に加夜奈留美命神社とあるそれ也。飛鳥

○宮人ら祭れり加茂帝
の頃八社の雷
槻村と在といへり
こゝまで八ちまた
比都乃麻呂神
社ともいふ考ふ
べし
○仰の神社なり
○此雷岳と
いつも氏社の地
なり

乃神奈備爾坐天
バみめ麻佐世と申すべきも今
の訓八證也○式神社そ
とあるに今ハ加久
宮人ら祭れり加茂帝
の頃八社の雷
槻村と在といへり
こゝまで八ちまた
比都乃麻呂神
社ともいふ考ふ
べし
○仰の神社なり
○此雷岳と
いつも氏社の地
なり

皇御孫命能近守神登貢置天
今此孫の御と申也○三輪
幸魂奇魂を捄
挙それなる
去ゝいよ
なるをハ

八百丹杵築宮爾静坐支○大名持命を祝ひ
宮に静坐せるハ他也ひとつ
も我杵つく築といひ
是尓皇親神魯伎神魯美命宣久○
唱への詞もまた
上に宮柱ふとゝ
能手長大御世手堅石爾常石爾伊波
比奉伊賀志乃御世尓佐伎波閇奉
登仰賜志次乃隨爾○この大名持命の
御心なるべきことの
○仰ハ命ずる詞ぞ。

の宝八〻大祓詞を誦て且ツ猛き心を和ませ。遠き祖
の代〻の事を。こゝろ〻〻新〻しく思ひ出て次〻〻に
供齋（イハヒゴト）若（モ）し後（ノチ）一齋（ヒトイハヒ）の時（トキ）仕奉（ツカヘマツリテ）氏（ウヂ）朝日（アサヒ）乃（ノ）豊榮（トヨサカ）
登（ノボリ）爾（ニ）神（カミ）乃（ノ）禮（ヰヤヂ）自（ヨリ）利（リ）。椋（ムク）の木（キ）の枝（エダ）の代（ヨ）も。いや次（ツギ）〻〻に臣（オミ）能（ノ）
禮（ヰヤヂ）自（ヨリ）登（ノボ）。宮（ミヤ）造（ツクリ）が祓（ハラヘ）の代（ヨ）也（ナリ）。利（リ）を願（ネガ）ふ心（コヽロ）。
獻（タテマツラ）良（ラ）久（ク）美（ヌス）。かくて次〻〻に献（タテマツ）る物（モノ）をば。
獻（タテマツラ）登（ト）
献（タテマツ）る物（モノ）の次第（シダイ）。後（ノチ）に述（ノベ）べし。はてゝの
丹波（タニハ）の国（クニ）のひと〻。品（シナ）〻を持（モチ）て。神（カミ）をうつせ〻〻。思（オモ）ふ
上（ウヘ）ぞ。物（モノ）。かゝ〻〻。賀（ホ）ぐ。ことも。あ〻む。仍（カレ）てこの
上（ウヘ）ぞ。川（カハ）。
白玉（シラタマ）能（ノ）大御（オホミ）白髪（シラカ）坐（マス）。
御禱（ミホギ）乃（ノ）神寶（カムタカラ）

○祝詞考下

○五十五

○八尺瓊（ヤサカニ）とハ。弥十量の長き緒ある玉を云。
○御（ミ）若え坐（ワカエマス）と。
玉（タマ）乃（ノ）行相（ユキアヒ）爾（ニ）。水江（ミヅエ）の。借宮（カリミヤ）。雉枝（キヾス）といふ。万葉の三。今十三。五十槻枝（ツキノエダ）丹（ニ）。水枝（ミヅエ）指（サシ）とある。水ハ。借宮（カリミヤ）の。
赤玉（アカダマ）能（ノ）御阿加良毘（ミアカラビ）坐（マス）。
青玉（アヲダマ）能（ノ）水江（ミヅエ）の。上のゝ分
誤（アヤマ）りまもる。大御顔（オホミカホ）のあたりを。赤丹（アカニホ）指（サシ）。
あらぎをもみづ〻しく。雉枝（キヾス）のあ〻みづ〻しく。
御（ミ）若え坐（ワカエマス）と。
ゆ〻しく。仲哀天皇紀（チウアイテンワウキ）。滝（タキ）祭（マツリ）の五十迹（イソト）手（テ）。
上枝（カムツエ）。
八尺瓊（ヤサカニ）之（ノ）勾玉（マガタマ）。
天皇（スメラミコト）。
八尺瓊（ヤサカニ）之（ノ）勾玉（マガタマ）。
右（ミギ）
永江（ナガエ）の玉（タマ）。行相（ユキアヒ）。
○祝詞考下

共に天下を照べきを
らし和名を考へし
一にかれ当れるをしらず
あるべし。
右のわたれるハ長き曲の
一寸ばかり大きさの大きさ
三分ばかりの管をさし
ハ長さ六分ばかり口のわ
たり二分ばかりの管白
赤青なるをその高く
るハかくして作る管な
るハ管し出で来る
もとハ其ほどなるべし
のおすんハ玉を管にて
にて上古の民も立てし
又淡氏の直に始めて
元令の時にあるにも
おもひ立てしるしを
てまさしきを見る
ハなれの何とかれバ

傳られし稱辭のまゝしをとらりくま事ろ
つ事ついに傳るハかくまたえるべし。

大八島國所知
天皇命能手長大御世乎。手長ハ既にいへり。御横
刀廣爾誅堅米。右提二十握劍一平二天下一も用ひしものにて
あるは横刀廣成つ廣く誅堅むる言八
すゑて言ひらくまでを、御世のかたき寿の上ゆく言の葉しるなり。又広れ
くるも言ひとしたの辭を上るやうなるハ此のするぞよろしき訓つ。
又それ押羽振可見此神
ハ叶劔とらするなしや。
白御馬能前足爪後足
爪踏立事波。大宮能内外御門柱乎。
上津石根爾踏堅米。下津石根爾
踏

これハ白赤青三色をそへて
献るハ清料ならずし。
○かくる字をたら鵠ハ
久々比とあるは其まゝにて
我ありて字ふを
用ふるとしるなり
但世ハ志ごと入ていは
ねざれば世をしるよ
字の便をもて言を
語へ多し。和名抄に
鵠 古布 私記に
久々比とあり。

凝立。下つ底
立ちし。振立流事波。耳能彌高爾。耳ハ
天下乎所知食左牟事志乃多米。大祓
にみる
引立るハ古代の神をまつる耳痰く祓ひ調をあけてなし、ここに天皇の
古ひなるをも治耳をいふなりあまりべきことの実とも見る給へり。耳
とき物なり。その耳痰を耳にする傳ひ。周痰を國にきとしる類也。○
志すいハ右なるや自利の下ろをかくて代実なとの実をも出べし
思じ志すしと訓ん料に志のまた借りて書し也
ら志ハ誌也。又志留之の留志の意しるなるべし。白鵠乃生
調能玩物登。是ハ古へより久々比といひ後世ハ白鳥といひ
ひしハあるもの白き大きなる鳥を訓じたりハ白き
久々比と訓べければ他のなき事とぞ白き鳥と云ひ、白きの
ことなるをハ志つ鳴る事とて併せれど洽きものべきとし。ゆへバ

実かゝる事にて古
布といひ、ふるき
久きをいひ、ふかき
をもいふ。
をつゞきたるをも
つゞりといふ。

○今かなの生をも
訓とせり。

走くぐりて訓べし。文字比もの
ごとくかくべし。
○その文字比もの
も訓べし。白鳥と
世の誤もの
実を用ひよ。
ば、古き神楽歌よ
猛雄をいふ。
雌雄をいふ。
雁。云々と。
せば言をもつゞくるとす
生とは、いきるにて
成式なり。
式なり。無軒云々と
ねつゝん。

○今年多親本城。
たゞしと訓べし。
何のかゝるべき
假字也。親のごと
くもあるべき例す。

○記よ。河上をかはとも訓べし。
ハ。川原とす。

倭文 能 大御心 毛 多親 爾 て 乃
雁 ハ必温と知て、年ごとに来るなり。
下つみやつこ。元ハ国造なり。
りつも。元ハ静掛る甘美語なり。
つゝ。元ハ事なき物をもいふ。
久々とも。冠辞考うべし。

古川原 此方 能 古川原 爾 今本に川原とあり。
ハ原を誤しなり。
久々とも。
とりつべき物もなり。
いひ。云ハ出の語なり。

生出 しハ下よ生るといふべき物もなり。
ハ生るなり。
ハ出なり。
ハ凝なる土をいひ。云ハ出の語なり。
自ら凝なる言なり。

○後世ふも云ふ若水とて、元日にむかふ水を云へども、古へはさにあらず。

若水泥間能。川の底に凝なれる泥なるを、何ぞといへるにや。已に八十年祀に、大名持命を婿設ひて、水戸之神之孫櫛八玉神為膳夫云々。化鵜入海底咋出底之波迩作八十毘良迦而云々。出雲風土記に、仁多郡御津郷の所に、大名持命の御子あぢすきたか彦命、御津川へおはせしをて其津水泥被而御身沐浴坐。故國造神吉事奏参向朝廷取其水海土而用土物也、といへり。この二つをむかへて、右の如く、土物を造る泥を若水ぬまといひて、御若やぎすることを兼ねて若とはいへるは、信ずるとにあらず云ふ言にて、稚室ともいふべし。土をもいふ成べし。

坐。こゝにては、和加也ぐ、色伎の約伊なるを、延ぶるは、略していへるなり。

彌若歡爾、御若歡。

須々伎振遠登美乃。こは、進むことを、進ますことて、振は振るなり。

美乃可美といふ詞、美とほむる云也。

水乃祢

○御贄は玉串、鈎別十番、へくぐるなるにいへるべし。今も紛るゝなし。

手知爾。紀に、根國底國ちかくて、その底とはいへるなり。こゝは右に、御津の水海に被而御身沐浴坐に依て、其所の水菓などをかけひて、此御贄の岸にも、高彦命の哭もやみ、辞もよくなりて、此云も有をいひて、その上下の献り物より、御贄も又へべ、かゝる故、古川ちかき事を、此ゝ八握しれ、献る御贄なりける。土物とあるは、底の元を挙げていふべし。○又云、云とを和爾と云て、次に言ひたる、此のさしのや、又次の表和坐と、水乃孫を和と言ふなるに、天の上とを、其表の上とも言へるなり。卿くべきとも、上に言ひしを、あはれで申すべし。

御表和坐。

麻蘇比乃大御鏡乃面乎。麻蘇比の言は、須美の約主なる也。將しいふ、眞澄の鏡なり。且大日女命の御鏡を、みせしものとて、月云々といひ、且其もろもろの事もいふべし。

殘らず。かぶせ。
よ。誓ひ。即ち。
意志波留志天押晴ら
久明御神能。今の
地日月等共爾安久平久知行牟事
能志太米登。既よ御禱乃神寶乎擎持
氏。神禮自登。恐彌恐彌天
津次能神賀吉詞白賜久登奏穗日命より始

古伝の祝詞考の三巻を吾師縣大人
の講の筆とし出さへまゐらせまつりや
師の云ハくの筆を多処はさてあ
れど。よき所あり定めて称ふ事なやう
まゐらせまつるなどもまゐらせまつり
ず終に本末宣長ぞ称ふ。大祓詞と。
神賀詞と我ぬきおき後釈とを作る。打ち
云を時つゝめ論へまゐらせまつる人みな。彼後釈

明治十六年十月八日 翻刻御届
同 年 十二月 出版

翻刻人
大阪府下東區内本町二丁目
壱番地寄留
加藤伴之

著者
原都府士族
加茂真淵
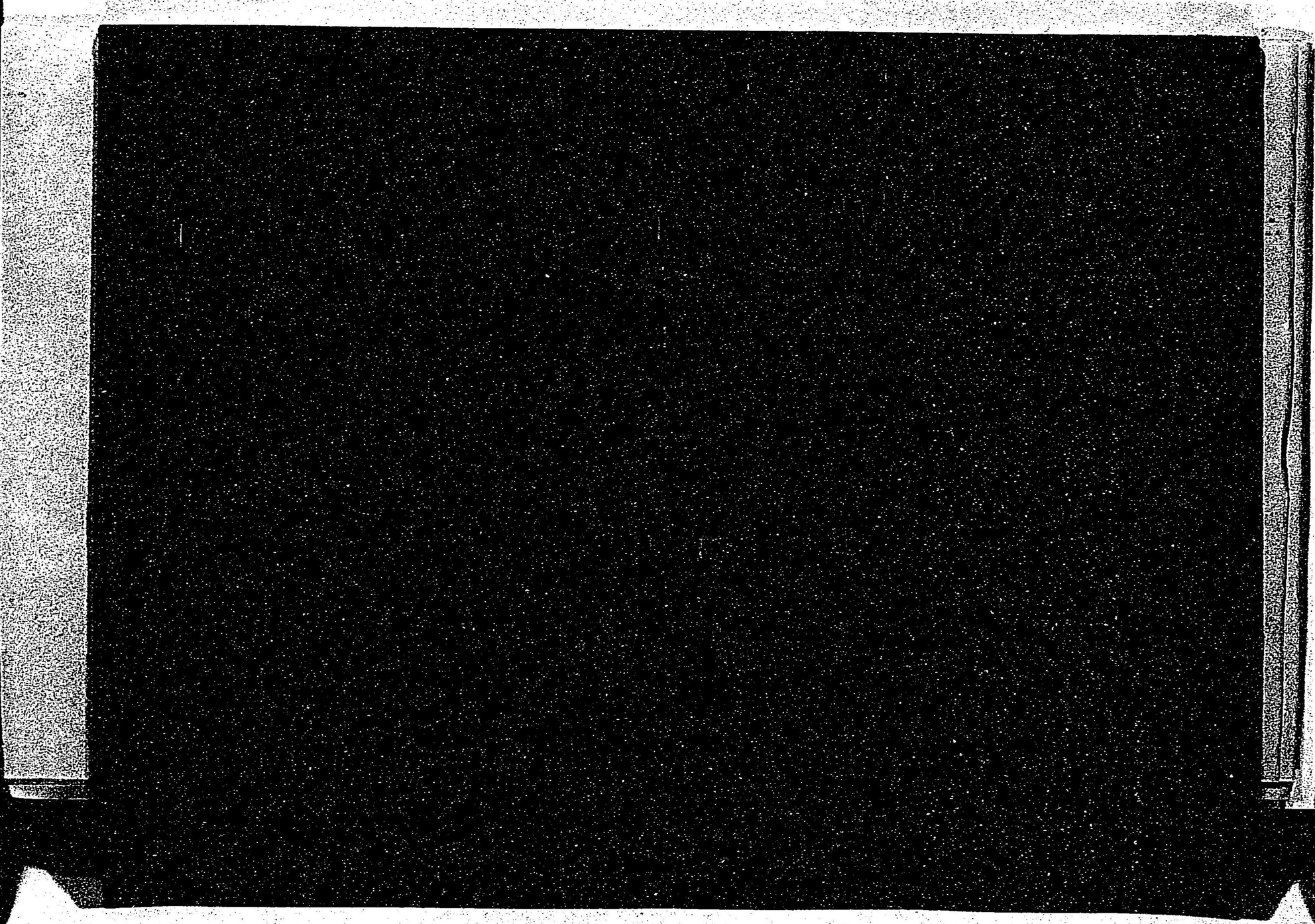
定價金八十錢